

## 第4章 接種の流れ

### 1 対象者への周知・啓発

新型コロナワクチンの接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定による公告を行い、接種の対象者又はその保護者に対して、あらかじめ、予防接種の種類、予防接種を受ける期日又は期間及び場所、使用する新型コロナワクチンの種類、予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項を厚生労働省が作成する新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の概要、予防接種の有効性・安全性及び副反応その他接種に関する注意事項等を盛り込んだ資料を活用して、十分な周知を図ること。また、周知方法については、やむを得ない事情がある場合を除き、個別通知とし、確実な周知に努めること。

また、接種実施医療機関等のリスト、接種が受けられる時期等について、広報誌、ホームページ等を活用して、住民に対して周知すること。

なお、厚生労働省ホームページ<sup>41</sup>にて、情報提供資材を随時掲載しているので、適宜活用されたい。

### 2 新型コロナワクチン等の流通

#### (1) 都道府県が行う割り当て

都道府県は国から割り当てられた新型コロナワクチン等を管内の市町村等に割り当てる。

割り当て量の決定に当たっては、市町村の人口、接種実施医療機関等の接種可能量等を考慮するものとし、国が用意するV-SYSを用いて、国、管内市町村、地域担当卸等に連絡するものとする。

#### (2) 市町村が行う割り当て

市町村は都道府県から割り当てられた新型コロナワクチン等を管内の接種実施医療機関等に割り当てる。

割り当てに当たっては、接種実施医療機関等の接種可能量等を考慮するものとし、国が用意するシステムであるV-SYS等を用いて、国、都道府県、地域担当卸、接種実施医療機関等に連絡するものとする。

#### (3) 地域担当卸による流通

地域担当卸は、市町村から担当する接種実施医療機関等へ割り当てられた新型コロナワクチン等の量を確認し、国が用意するシステムであるV-SYSを用いて、担当する接種実施医療機関等へ納入予定日を連絡する。

<sup>41</sup> 厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材」：  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_yoshinhyouetc.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html)

また、V-SYSに入力された情報等を基に、担当する接種実施医療機関等へ納入を行う。なお、V-SYSに正確な情報が登録されていない場合は、ワクチンの配送に支障が生じることがある。

(4) 1、2回目接種における接種順位の上位となる医療従事者等への接種に係る流通

都道府県は、基本型接種施設及び連携型接種施設からの接種希望量の申告に基づき、新型コロナウイルス等の割り当てを行う。

基本型接種施設からの接種希望量の申告は、当該施設の従事者に対する接種予定数、連携型接種施設に対する配分予定数、地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数を確認し、V-SYSを通して行われる。基本型接種施設から、連携型接種施設にワクチン等を配分する場合は、配分先及び配分数を記録した台帳を整備する必要があることから、都道府県は、当該施設に対して台帳の整備を行う必要がある旨を周知する。

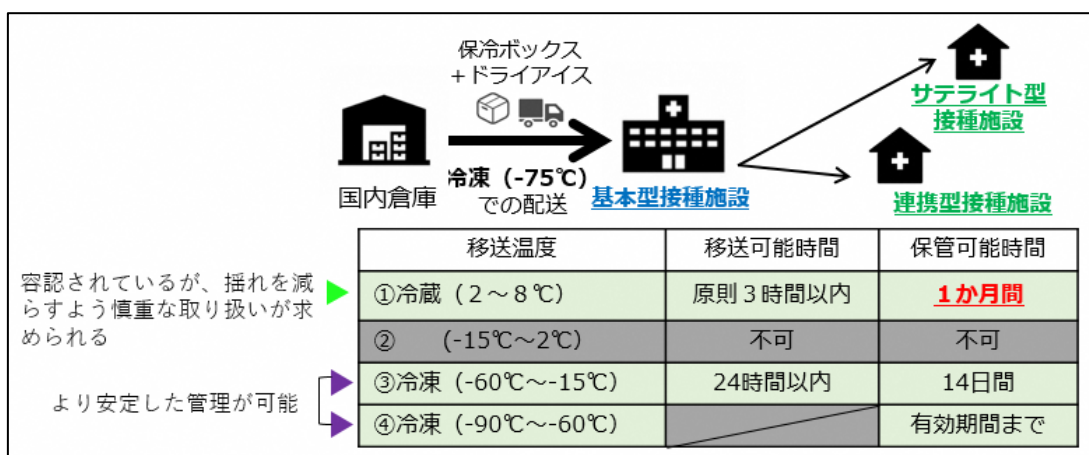
連携型接種施設からの接種希望量の申告は、当該施設の従事者に対する接種予定数、地域の医療従事者等の接種受け入れ予定数を考慮し、基本型接種施設に接種希望量の申告を行う。この際、連携型接種施設はV-SYSを通して申告を行わないが、当該施設は、別途当該システムに必要な事項を入力する必要があるため、都道府県は、当該施設に対して、同システムに入力を行う必要がある旨を周知すること。

(5) ワクチンの移送に関する温度の要件等

ア ファイザー社ワクチンの移送に関する温度の要件等

ファイザー社ワクチンを他の接種施設へ移送する場合は、以下の要件に留意すること。

図 7 ファイザー社のワクチンの配送・保管温度の関係



(ア) 2～8℃で移送する場合の留意点

保冷バッグの使用方法は、保冷バッグの蓋の内側に記載してある方法を遵守すること。また、以下の点に留意すること。

- 事前に保冷剤を冷凍庫で冷凍しておくこと。また、アルミ内箱とバイアルホルダーを冷蔵庫で予冷しておくこと。
- 一度溶けたワクチンが再凍結しないように注意すること。特に、一度溶けたワクチンを0℃以下で保管しないこと。
- ワクチンは超低温冷凍庫から取り出したら速やかに保冷バッグに格納すること。凍結したワクチンが冷蔵移送中に融解することは差し支えないが、再凍結は厳禁であること（保冷バッグには、容量：10L程度、外気温35℃で、12時間以上、2℃から8℃を維持できる性能が求められる。）。
- ワクチンを超低温冷凍庫から取り出した年月日及び時刻を記載した紙（情報提供シート）をワクチンと一緒に持ち運ぶこと。
- ワクチンを保冷バッグに格納したら、速やかに移送を行うこと。
- ワクチンの性質上、振動を避け安定した状態で運搬する必要があることを踏まえ、運搬に当たっては、保冷バッグを揺らさないよう慎重に取り扱うこと。また、移送に自転車やバイクの利用は避けること。
- 国が提供する保冷バッグについて、移送中に開閉を行う場合には、1回の開閉作業を2分以内に完了し、次の開閉までは30分以上の間隔を開け、1回の移送で途中の開閉は6回までとすること。また、途中で開閉を行う場合は、特殊な事情がある場合でも、6時間を超えて移送することはできないこと。  
バイアルは、必ずバイアルホルダーで固定すること。移送中は、バイアルホルダーから飛び出さず直立して固定されている必要があること。
- ワクチンを超低温冷凍庫から取り出した時点から1か月以内、かつ、冷蔵庫（2～8℃）から取り出した時点から2時間以内に希釈を行うこと。

(イ) -60℃～-15℃で移送する場合の留意点

冷凍の移送では、揺れを減らすよう慎重な取扱いが求められる冷蔵（2℃～8℃）での移送に比べ、より安定した管理が可能であるとされる。

- ファイザー社のワクチンについては、-60～-15℃の温度帯で移送することも可能であること。この場合、ワクチンの解凍後の再凍結は厳禁であること。
- ディープフリーザーから取り出したら、速やかに移送用の冷凍庫に移すこと。いったん解凍したワクチンは、冷凍（-60℃～-15℃）で運送してはならないこと。
- 移送時間は3時間を超えてもよいが、離島など特殊な事情がある場合を除き当日中に移送すること。
- -60℃～-15℃での移送後の保管については、2～8℃の環境で保管する場合は1か月間、-60～-15℃の環境で保管する場合は14日間保管することができること。

また、1回に限り、再度-90~-60℃の環境に戻して、製剤の有効年月日まで保管することができること。

- -60℃~-15℃での移送後に、-60℃~-15℃の環境で14日間保管した場合は、2~8℃の環境でさらに1か月保管することができること。

(ウ) -90℃~-60℃で移送する場合の留意点

- サテライト型接種施設等にディープフリーザーが設置されている場合に限り、基本型接種施設で必要数量をディープフリーザーに格納した後、配送に使われた保冷ボックス等を用いて-90℃~-60℃で移送することができる。基本型接種施設での保冷ボックスの取扱いに当たっては、配送箱の開閉は1日2回までで、3分以内に作業を完了すること。保冷ボックスを使用して移送を行った場合、サテライト型接種施設等で残り全てのワクチンをディープフリーザーに格納した後、保冷ボックスを速やかに基本型接種施設に返送すること。
- 配送に使われた保冷ボックスを用いる場合、基本型接種施設においては、取り出したワクチンをディープフリーザーの温度に耐えられるような素材のトレイ等の容器で保管することが考えられる。また、基本型接種施設からの移送に当たっては、バイアル箱の中に隙間ができるため、バイアルが転がって破損しないように、できる限りバイアルが転がらないようスペースに緩衝材を詰める等の対応が考えられる。

(エ) ファイザー社ワクチンをシリンジに充填して移送する場合の留意点

在宅療養患者等に対して在宅において接種を行う場合は、希釈したファイザー社ワクチンをシリンジに充填した状態で移送することを可能としているが、以下の点に留意すること。

- シリンジの充填作業は1か所で行うこと。
- ワクチンを充填したシリンジは、添付文書の記載に従い、2~30℃で管理し、揺らさないよう慎重に取り扱うとともに、直射日光及び紫外線が当たらないようにすること。
- 希釈後は6時間以内に使用すること。
- シリンジに充填した状態のワクチンを他施設へ融通しないこと。

(オ) その他

冷蔵での移送に使用する保冷バッグ等（保冷バッグ、保冷剤、蓄熱材、バイアルホルダー等）は、国が購入し、超低温冷凍庫の配置場所1か所当たり4セット程度配送することを想定している。

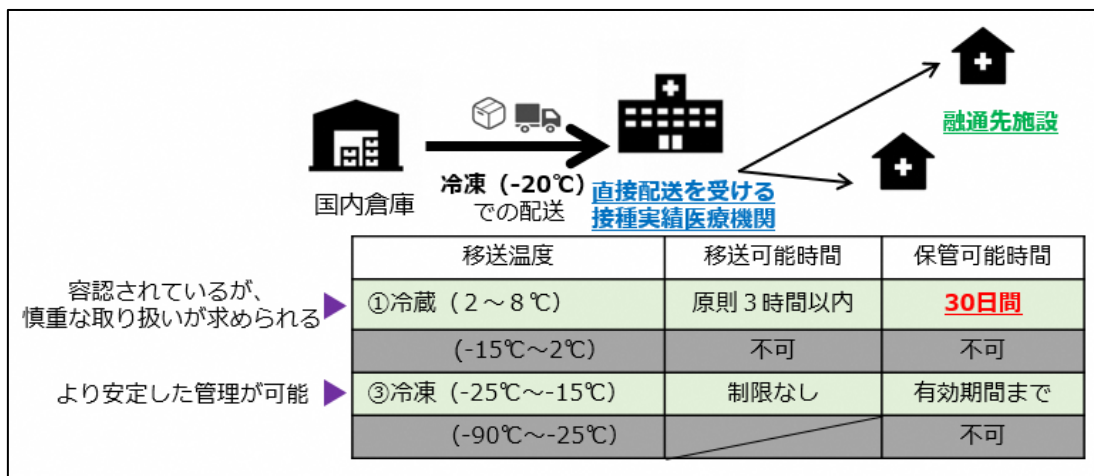
なお、ワクチン本体の他、ワクチンの希釈に用いる生理食塩水及び注射針・シリンジ、接種用注射針及びシリンジ、接種シール、添付文書、ラベル読替票等の付属品についても合わせて配送すること。

また、市町村、基本型接種施設、連携型接種施設又はサテライト型接種施設の責任において、小分けしたワクチンの移送を運送業者に委託することは差し支えない。

イ 武田／モデルナ社ワクチンの移送に関する温度の要件等

武田／モデルナ社のワクチンを他の医療機関へ移送する場合は、以下の要件に留意すること。

図 8 武田／モデルナ社のワクチンの配送・保管温度の関係



(ア) 2～8℃で移送する場合の留意点

保冷バッグの使用方法は、保冷バッグの蓋の内側に記載してある方法を遵守すること。また、以下の点に留意すること。

- 事前に保冷剤を冷凍庫で冷凍しておくこと。また、バイアルホルダーとアルミ内箱を冷蔵庫 (2～8℃) に投入し予冷すること。
- 一度溶けたワクチンが再凍結しないように注意すること。特に、一度溶けたワクチンを0℃以下で保管しないこと。
- ワクチンは冷凍庫から取り出したら速やかに保冷バッグに格納すること。凍結したワクチンが冷蔵移送中に融解することは差し支えないが、再凍結は厳禁であること (保冷バッグには、容量：10L程度、外気温 35℃で、12 時間以上、2℃から8℃を維持できる性能が求められる。)
- ワクチンを冷凍庫から取り出した年月日及び時刻を記載した紙 (情報連携シート) をワクチンと一緒に持ち運ぶこと。
- ワクチンを保冷バッグに格納したら、速やかに移送を行うこと。

- ワクチンの性質上、振動を避け安定した状態で移送する必要があることを踏まえ、移送に当たっては、保冷バッグを揺らさないよう慎重に取り扱うこと。また、移送に自転車やバイクの利用は避けること。
- 国が提供する保冷バックについて、移送中に開閉を行う場合には、1回の開閉作業を2分以内に完了し、次の開閉までは30分以上の間隔を開け、1回の移送で途中の開閉は6回までとすること。また、途中で開閉を行う場合は、特殊な事情がある場合でも、6時間を超えて移送することはできないこと。
- バイアルは、バイアルホルダーなどで固定すること。移送中は、バイアルホルダーなどから飛び出さず直立して固定されている必要があること。

(イ)  $-25^{\circ}\text{C}\sim-15^{\circ}\text{C}$ で移送する場合の留意点

冷凍の移送では、揺れを減らすよう慎重な取扱いが求められる冷蔵( $2^{\circ}\text{C}\sim 8^{\circ}\text{C}$ )での移送に比べ、より安定した管理が可能であるとされる。

- $-25\sim-15^{\circ}\text{C}$ の温度帯で移送することも可能であること。この場合、ワクチンの解凍後の再凍結は厳禁であること。
- 冷凍庫から取り出したら、速やかに移送用の冷凍庫等に移すこと。いったん解凍したワクチンは、冷凍( $-15^{\circ}\text{C}$ 以下)で運送してはならないこと。
- 移送時間は3時間を超えてもよいが、離島など特殊な事情がある場合を除き当日中に移送すること。
- $-25^{\circ}\text{C}\sim-15^{\circ}\text{C}$ での移送後の保管については、 $2\sim 8^{\circ}\text{C}$ の環境で保管する場合は30日間、 $-25\sim-15^{\circ}\text{C}$ の環境で保管する場合は有効期限まで保管することができること。

(ウ) 武田／モデルナ社ワクチンをシリンジに充填して移送する場合の留意点

在宅療養患者等に対して在宅において接種を行う場合は、武田／モデルナ社ワクチンをシリンジに充填した状態で移送することを可能とする。ただし、以下の点に留意すること。

- シリンジの充填作業は1か所で行うこと。
- ワクチンを充填したシリンジは、添付文書の記載に従い、 $2\sim 25^{\circ}\text{C}$ で管理し、揺らさないよう慎重に取り扱うとともに、直射日光及び紫外線が当たらないようにすること。
- シリンジ充填後に移送する場合は6時間以内に使用すること。
- シリンジに充填した状態のワクチンを他施設へ融通しないこと。

(エ) 職域接種の完了時に余剰が生じたワクチンの取扱い

職域接種の完了時にやむを得ず余剰が生じたワクチンについては、厚生労働省が指定するモデルナワクチン接種会場（以下「指定先の会場」という。）において活用する。ワクチンの品質確認や移送方法等、詳細については厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡<sup>42</sup>を参照すること。

(6) ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンを別の接種施設へ融通する場合の留意事項

新型コロナワクチンについては、国が購入して、市町村が実施主体となって接種を行うことを踏まえ、ワクチンの納入先の医療機関ごとの納入量等をV-SYSにおいて把握することで、適正な管理・追跡を行っている。管理・追跡できないワクチンが存在してはならないことから、原則として、直接配送を受ける接種実施医療機関等において接種を行うこととしている。

しかしながら、地域の実情やワクチンの保管期限を踏まえ、ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンについては、直接配送を受ける接種実施医療機関等から他の医療機関に対してワクチンを分配することができる。さらに、再融通も可能であることから、直接配送を受けない接種実施医療機関等からさらに別の医療機関等に対してワクチンの分配を行うことができる。

ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンを別の接種施設へ融通する場合の留意事項は以下のとおり。

- 移送先施設は、原則としてワクチンの分配を受ける移送元施設と同一市町村内に所在すること（なお、特に必要な場合には、他市町村の接種施設から配分を受けることができる。ただし、移送元施設が所在する市町村が認めた場合に限る。）。
- ワクチンの管理の観点から、専任の担当者を配置して管理を厳格に行う場合には、1か所の移送元施設に対する移送先施設の箇所数は、地域の実情に応じて定めることができる。それ以外の場合（医療機関が通常の体制で自ら小分けを行う場合等）は、1か所の移送元施設に対する移送先施設の箇所数は、数か所までを目安とする。
- 管理体制とワクチンの効率的使用の両面から、大規模な自治体においては接種施設1か所当たりの人口が数千人を下回らないことが望ましい。ただし、高齢者施設入所者への接種や離島・へき地での接種に必要な場合については、この限りでない。
- 移送先施設の施設数が増えると、端数になりうるワクチンの総量が増える可能性があるため、必要なタイミングで必要数を送る、配送の頻度を高く保ち使用量が見込みと異なった場合は次回の移送量を調整する等、移送先でのワクチンの余剰を最小化すること。

<sup>42</sup> 「職域接種の完了報告及び完了時に余剰が生じたワクチンの取扱いについて（協力依頼）」（令和3年8月13日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「職域接種の完了報告及び完了時に余剰が生じたワクチンの取扱いについて（協力依頼）（その2）」（令和3年8月20日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

- 移送先施設等は、予め移送元施設とワクチンの分配について合意すること。
- ワクチンの分配を受ける移送元施設を変更することは、一定の条件の下で可能であるが、一時点において、複数の移送元施設からワクチンの分配を受けることはできない。
- ワクチンの移送に要する時間は原則3時間以内とし、一定の要件を満たす保冷バッグを用いて移送を行うこと（離島等の特殊な事情がある場合でも12時間を超えることはできない。）。なお、国が提供する保冷バッグを用いて、途中で開閉して移送する場合は、離島等の特殊な事情がある場合でも、保冷バッグの仕様上、6時間を超えて移送することはできない。
- ワクチンの再融通を行うことも可能。詳細については、「ファイザー社ワクチンの融通範囲の拡大について」（令和3年7月5日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照すること<sup>43</sup>。なお、都道府県に提出された再融通用引継ぎシートは3年間保管すること。

### 3 接種を実施する段階における注意

#### (1) 接種不適当者及び予防接種要注意者

予診の結果、異常が認められ、予防接種を受けることが適当でない者又はそれに該当する疑いのある者と判断される者に対しては、当日は接種を行わず、必要があるときは、精密検査を受けるよう指示すること。また、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。

#### ア 接種不適当者

- 新型コロナウイルス感染症に係る他の予防接種を受けたことのある者で新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を行う必要がないと認められるもの
  - 明らかな発熱を呈している者（※1）
  - 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
  - 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者（※2）
  - アストラゼネカ社ワクチンを使用する場合にあっては、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受けた後に血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）を発症したことがある者及び毛細血管漏出症候群の既往歴のあることが明らかな者
  - 上記に該当する者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者
- ※1 明らかな発熱を呈している者とは、通常 37.5℃以上の発熱をいう。

<sup>43</sup> 武田/モデルナ社ワクチンを再融通する場合の取扱いについても、同事務連絡を参照すること。



※2 いずれかの新型コロナワクチンの接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかである者については、当該者に対し、当該新型コロナワクチンと同一の新型コロナワクチンの接種を行うことができない。

#### イ 予防接種要注意者

予防接種の判断を行うに際して注意を要する以下の者については、被接種者の健康状態及び体質を勘案し、慎重に予防接種の適否を判断するとともに、説明に基づく同意を確実に得ること。また、接種を行うことができるか否か疑義がある場合は、慎重な判断を行うため、予防接種に関する相談に応じ、専門性の高い医療機関を紹介する等の対応をとること。なお、基礎疾患を有する者等については十分な予診を行い、基礎疾患の状況が悪化している場合や全身状態が悪い者等については、接種の延期も含め、特に慎重に予防接種の適否を判断する必要があること。

- 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血系疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- 過去にけいれんの既往のある者
- 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者
- バイアルのゴム栓に乾燥天然ゴム（ラテックス）が含まれている製剤を使用する際の、ラテックス過敏症のある者（※）

（※）ファイザー社、武田／モデルナ社及びアストラゼネカ社のワクチンのゴム栓には、乾燥天然ゴムは使用されていない。

#### （2）対象者の本人確認

接種実施医療機関等は、窓口に来た対象者の接種券及び予診票を確認し、記載された氏名等と本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、被保険者証等）の内容を確認する等の方法により、接種の対象者であることを慎重に確認すること。高齢者施設等の従事者の場合は、高齢者施設等の発行する証明書を確認すること。

また、対象者の住所を管轄する市町村と接種実施医療機関等が所在している市町村が異なる場合は、原則として住民票所在地の市町村から新たに接種券の発行を受ける必要があること及び住民票所在地の接種実施医療機関等で接種を受ける必要があることを対象者に説明すること。ただし、住民票所在地の接種実施医療機関等で接種を受けることができないやむを得ない事情があると市町村長が認めた場合には、接種を行って差し支えない。

### (3) 副反応等に関する説明及び同意

予診の際は、予防接種の有効性・安全性、予防接種後の通常起こりえる副反応やまれに生じる重い副反応、予防接種健康被害救済制度について、新型コロナワクチンの接種対象者又はその保護者がその内容を理解しうるよう適切な説明を行い、予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。また、「新型コロナワクチンの説明書」やその他情報提供資材等<sup>44</sup>により、各新型コロナワクチンの特徴等について事前に情報を得た上で必要な説明を受けられるようにするなど工夫すること。

認知症の高齢者等で意思確認を行うことが難しい場合についても、季節性インフルエンザ等の定期接種と同様、それぞれの状況に応じて、家族やかかりつけ医、高齢者施設の従事者など、日頃から身近で寄り添っている方々の協力を得て、本人の接種の意向を丁寧に酌み取ることなどにより本人の意思確認を行うこと。また、意思は確認できるものの、身体的事情等で自署ができない場合には、家族等による代筆を行っていただくなど、適切な運用に努めること。

武田／モデルナ社ワクチンの接種を行っている会場においては、若年男性に対し、第3章3(11)の内容を踏まえ、情報提供資材等を適宜活用することなどにより、武田／モデルナ社ワクチンの接種の意向を確認すること。本人が武田／モデルナ社ワクチンの接種を希望せず、ファイザー社ワクチンの接種を希望する場合には、接種会場や予約方法等について必要な案内を行うこと。

なお、児童福祉施設等の入所者等に係る取扱いについては、本手引き第4章3(14)ウを参照すること。

### (4) 接種歴の確認

複数回接種が必要な新型コロナワクチンを接種する場合、医師は、予防接種済証を確認すること。乳幼児・小児に対して接種を行う場合は、保護者に対し、接種前に母子健康手帳の提示を求めること。

### (5) 接種液

接種液の使用に当たっては、標示された接種液の種類、有効期限内であること及び異常な混濁、着色、異物の混入その他の異常がない旨を確認すること<sup>45</sup>。

また、接種液に異常が見られた場合については、ワクチンメーカーに連絡の上、当該バイアルを廃棄せずに保管しておくこと。

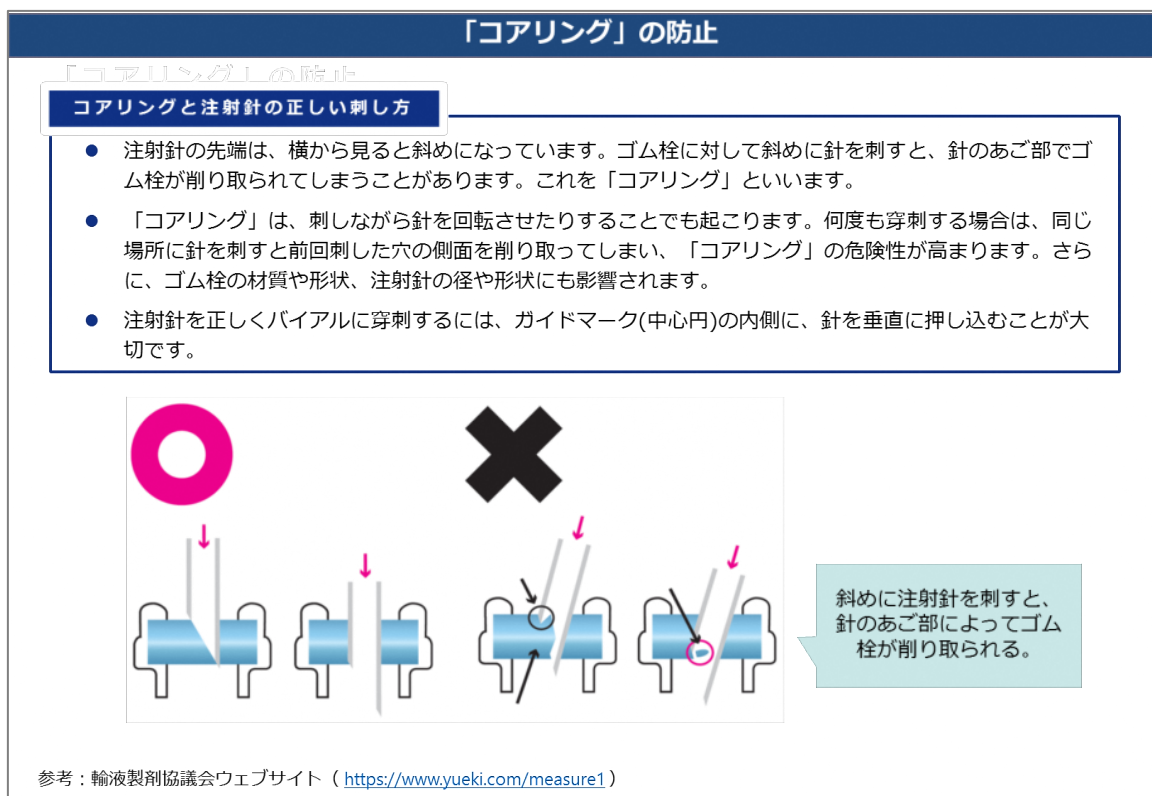
<sup>44</sup> 情報提供資材等については、厚生労働省ホームページ「新型コロナワクチンの予診票・説明書・情報提供資材 ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_yoshinhyouetc.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yoshinhyouetc.html))」や、「新型コロナワクチンの有効性・安全性について ([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_yuukousei\\_anzensei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_yuukousei_anzensei.html))」のページに活用できる資材や情報を掲載している。

<sup>45</sup> ワクチンに異物の混入があった場合の対応については、「新型コロナウイルスワクチンに異物の混入があった場合の対応等について」(令和3年9月2日厚生労働省健康局健康課予防接種室、医薬・生活衛生局医薬安全対策課、医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課事務連絡)を参照すること。

なお、コアリング（※）を防ぐために、注射針をバイアルに穿刺する際は、ガイドマーク（中心円）の内側に、針を垂直に押し込むこと。また、刺しながら注射針を回転させたり、同じ場所に何度も穿刺したりしないこと（参照）。

※ 注射針の先端は、横から見ると斜めになっており、ゴム栓に対して斜めに針を刺すと、針のあご部でゴム栓が削り取られてしまうことがある。これを「コアリング」という。

図 9 コアリングと注射針の正しい刺し方



#### (6) 貯蔵方法等

接種液の貯蔵は、生物学的製剤基準の定めるところによるほか、所定の温度が保たれていることを温度計によって確認できる冷凍庫、冷蔵庫等を使用する方法によること。

#### (7) 接種時の注意

予防接種を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守すること。

ア 予防接種に従事する者は、手指を消毒すること。

イ 新型コロナワクチンによって、凍結・再凍結させないこと、溶解は接種の一定時間前に行い一度溶解したものは直ちに使用すること、溶解の前後にかかわらず光が当たら

ないよう注意すること等の留意事項があるので、それぞれ添付文書を確認の上、適切に使用すること。

- ウ 接種液の使用に当たっては、有効期限内のものを均質にして使用すること。
- エ バイアル入りの接種液は、栓及びその周囲をアルコール消毒した後、栓を取り外さな  
いで吸引すること。
- オ 接種液が入っているアンプルを開口するときは、開口する部分をあらかじめアルコ  
ール消毒すること。
- カ 接種実施医療機関等においては、新型コロナワクチン接種を行う時間と他の患者の  
診療時間とを別にすることや、パーテーション等により他の患者と空間的に分離する  
ことなど接種対象者の感染リスクの軽減を図る等の3密を避ける取組を行うこと。
- キ バイアル製剤は複数回の投与が可能であり、有効利用に努めること。ただし、医療安  
全の観点から、汚染や不適切な管理があった場合、又はそのおそれがある場合には使用  
せず、適切に廃棄することにより、医療事故が生じないように十分留意すること。
- ク 接種用器具は、乾熱、高圧蒸気、煮沸、エチレンオキサイドガス又はコバルト 60 か  
ら放出されるガンマ線によって滅菌されていなければならないこと。
- ケ 注射針及びシリンジ（注射筒）は、被接種者ごとに取り換えなければならないこと。  
また、被接種者及び保護者に対して、次に掲げる事項を要請すること。
- コ 接種後は、接種部位を清潔に保ち、接種当日は過激な運動を避けるよう注意し又は注  
意させること。
- サ 接種後、接種局所の異常反応や体調の変化を訴える場合は、速やかに医師の診察を受  
け、又は受けさせること。
- シ 被接種者又は保護者は、サの場合において、被接種者が医師の診察を受けたときは、  
必要に応じて当該予防接種を行った市町村の担当部局に連絡することができる。
- ス 障害者が接種を受ける場合に当たっては、被接種者本人のほか介助者や家族に対し  
ても丁寧な説明を行うとともに、障害に応じた対応を行うこと。

#### (8) 同一医療機関において複数種類の新型コロナワクチンを取り扱う際の留意点

接種実施医療機関等で取り扱う新型コロナワクチンは、1つの医療機関等につき、1種類とすることが原則であったが、令和3年12月17日以降、各新型コロナワクチンの取扱いを明確に区別した上で、1つの接種実施医療機関等が、複数種類の新型コロナワクチンを取り扱うことも可能としている。

その場合には、別の種類の新型コロナワクチンを明確に区分して以下のような措置等を講じた上で、接種、管理、運用等について十分に注意し、間違い接種がないように留意すること。

- ・ 複数種類の新型コロナワクチンの接種を混同しないよう、ワクチンごとに接種日時や接種を行う場所（例：部屋）を明確に分けること。

- ・ 同一の冷蔵庫・冷凍庫内において複数の新型コロナワクチンを保管する場合は、容器・管理を明確に分けること。
- ・ 新型コロナワクチンの管理については、複数人での確認を徹底するとともに、接種関連器具・物品を区分し、責任者・担当者を置くこと。

#### (9) 市町村が特設会場を設ける場合の接種

従来医療機関でなかった場所を接種会場とする場合は、予防接種を受けることが適当でない者を確実に把握するため、特に十分な予診の時間を確保できるよう留意すること。

冷蔵庫等の接種液の貯蔵設備を有するか、又は接種液の貯蔵場所から短時間で搬入できる位置に接種会場を設けること。

同一会場で2種類以上のワクチンを使用する場合には、(8)を参照すること。

接種用器具等、特に体温計等多数必要とするものは、市町村が準備しておくこと。

接種用器具等を滅菌する場合は、煮沸以外の方法によること。

予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師、歯科医師<sup>46</sup>、看護師、臨床検査技師又は救急救命士<sup>47</sup>1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすること。接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は、可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい）。なお、「新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を推進するための各医療関係職種専門性の踏まえた対応の在り方等について」（令和3年6月4日医政発0604第31号・健発0604第17号・薬生発0604第6号）に基づき、各医療関係職種の専門性を踏まえた効果的かつ効率的な役割分担となるよう留意すること。

チームの中心となる医師は、あらかじめチームメンバーの分担する業務について必要な指示及び注意を行い、各チームメンバーはこれを遵守すること。

従来医療機関でなかった会場で行う予防接種であっても、マスクの使用、会場入口へのアルコール消毒液の設置や手洗いなどによる手指衛生の徹底、体調不良者の事前の把握など適切に対応できるようにすること。

また、市町村長は、医療機関以外の場所で行った予防接種について、次回以降の接種が必要な場合は、被接種者本人又はその保護者に対して、次回以降の接種時期及び接種方法について十分に説明すること。

<sup>46</sup> 「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の歯科医師による実施について」（令和3年4月26日厚生労働省医政局医事課、歯科保健課、健康局健康課予防接種室事務連絡）

<sup>47</sup> 臨床検査技師又は救急救命士が接種する場合は、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のための筋肉内注射の臨床検査技師、救急救命士による実施のための研修について（第二報）」（令和3年6月17日厚生労働省医政局医事課、地域医療計画課、健康局健康課予防接種室事務連絡）に基づいた研修を、当該臨床検査技師、救急救命士に受講させること。

接種後に接種局所の異常反応や体調の変化が生じた際の連絡先として、接種医師の氏名及び接種医療機関の連絡先を接種施設に掲示し、又は印刷物を配布することにより、被接種者本人等に対して確実に周知すること。

#### (10) 在宅療養患者等への接種

在宅療養患者等について、在宅において接種を行う場合には、接種後の経過観察をどのように行うのかを予め市町村や接種実施医療機関等が在宅療養患者等と検討・調整すること。

接種実施医療機関の医師が接種後も継続して被接種者の自宅で経過観察するほか、家族や知人、利用しているサービス（訪問介護、訪問看護、居宅介護等）等により、一定時間、被接種者の状態を見守り、体調に異変があった際に、接種を行った医療機関等に連絡し、適切な対応を取ることが考えられる<sup>48</sup>。

また、予診医が電話や情報通信機器により予診を行い、予診医の指示を受けた看護師等が接種を行い、医師が副反応の発生時等の緊急時に対応できる範囲にとどまる態勢を取ること、接種場所に医師がいない状況で接種することも考えられる。

なお、市町村が設ける特設会場に従事する者が、当該会場から訪問で接種することも考えられる。

#### (11) 海外で新型コロナワクチン接種を受けた者への接種

海外でファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社（※）の新型コロナワクチンを1回受けている者については、被接種者又はその保護者（親権を行う者又は後見人を言う。以下同じ。）の同意のうえ、日本で2回目のワクチンを打って差し支えない。この場合において、接種会場にて本人又はその保護者が2回目の接種であると申し出た場合、その主張に沿って2回目分の接種券一体型予診票（又は2回目の接種券シールを予診票に貼付）して差し支えないものとする。ただし、本人又はその保護者から接種回数について何ら申し出がない場合、1回目の接種券が印刷された予診票（又は1回目の接種券）を使用すること。

海外で既にファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社（※）以外の新型コロナワクチンを受けている者について、被接種者本人又はその保護者が希望する場合は、ワクチンを接種して差し支えない。ただし、接種に当たって、医師は、日本で承認された新型コロナワクチンとそれ以外の新型コロナワクチンの交接種に係る安全性等

<sup>48</sup> 接種後に一定時間経過観察を行う者については、資格は不要。また、医師は接種後に速やかに次の被接種者の自宅に向かい、随行者が医師の代わりに一定時間留まり経過観察を行うような効率的な接種を実施する場合、市町村の委託に基づき行われる随行者の雇用や派遣に要する費用は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の国庫補助の対象となる。「在宅療養患者等への在宅における新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する疑義解釈について」（令和3年6月17日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）参照

の科学的知見はないことを本人に説明した上で接種を行うこと。この場合、1回目分の接種券一体型予診票（又は1回目の接種券シール）から順に使用すること。

（※） 復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製の「コミナティ」及びアストラゼネカ社から技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」を含む。

#### （1 2）他の予防接種との関係

新型コロナワクチンの接種前及び接種後に、他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこと。

また、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種は行わないこと。

#### （1 3）接種を受ける努力義務の取扱い

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、予防接種法附則第7条第2項の規定により同法第6条第1項の臨時接種とみなして実施するものであり、市町村長は対象者に対して接種勧奨をすることとされていること。

また、対象者については原則として接種を受ける努力義務の規定が適用されるが、妊婦については使用実績が限定的であること等を踏まえ、努力義務の規定の適用が除外されていること。

なお、予診の際は、本予防接種の有効性・安全性、本予防接種後の通常起こりうる副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、本予防接種の実施に関して文書により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

#### （1 4）16歳未満の予防接種等

##### ア 16歳未満への予防接種

新型コロナワクチンの接種対象となる年齢については、各製剤の承認内容等により異なる可能性があることから、最新の情報に留意するとともに、接種にあたっては、被接種者が対象年齢に含まれるかどうかについて十分に確認すること。

接種対象となった16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同意・同伴が必要であること。保護者の同意については、予診票の保護者自署欄で必ず確認すること。ただし、中学生以上の被接種者に限り、当日の受付時に、接種することについての保護者の同意を予診票上の保護者自署欄にて確認できたときは、保護者の同伴を要しないこととすることができるものとする。

その際、接種の実施に当たっては、あらかじめ保護者の連絡先を把握するとともに、被接種者本人が予防接種不適合者又は予防接種要注意者か否かを確認するため

に、予診票に記載されている質問事項に対する回答内容に関する本人への問診を通じ、診察等を実施した上で、必要に応じて保護者に連絡するなどして接種への不適当要件の事実関係等を確認するための予診に努めること。

なお、保護者が特段の理由で同伴することができない場合は、被接種者の健康状態を普段より熟知する親族等で適切な者が、保護者から委任を受けて同伴することができる。この場合に、接種実施医療機関や接種会場において必要がある場合には、当該同伴に関する委任状の提出を求める取扱いとしても差し支えない。

#### イ 学校における予防接種について<sup>49</sup>

学校を会場とし、当該学校に所属する生徒に接種を行う形態の集団接種（以下、「学校集団接種」という。）により行うことは、その実施方法によっては、保護者への説明の機会が乏しくなる、接種への同調圧力を生みがちである、副反応への対応体制の整備が難しいといった制約があることから、現時点で推奨するものではない。

ただし、個別接種の体制の確保が困難である場合など、特に地域の事情がある場合に、ワクチンの接種主体である市町村の判断において学校集団接種を行う場合には、生徒及び保護者への情報提供及び同意、接種が事実上の強制とならないようにすること、集団接種に対応できる体制の整備、予防接種ストレス関連反応への対応等について十分留意し、適切な対策を講じる場合に限り実施することができる。

#### ウ 児童養護施設等入所者等への予防接種<sup>50</sup>

##### (ア) 接種券について

児童養護施設等（児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム、障害児入所施設、里親、一時保護所をいう。以下同じ。）の入所者等の接種券について、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所は、接種を行う入所者等の接種券が円滑に受け取れるよう配慮することとしている。また、住民票記載の住所地に送付される接種券の受取が困難である場合は、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所、児童養護施設等の長又は里親から住民票のある市町村に対し、住民票の住所地ではなく、入所者等が入所する各施設等に対して接種券の再送付を依頼する、住民票のある市町村からの接種券が受け取れないやむを得ない事情がある場合は児童養護施設等の所在する市町村において再発行を受ける等の対応をすることとしているため、児童相談所等から相談があった際は適切に対応すること。

その際、児童養護施設等の長又は里親から市町村に接種券の再送付や再発行の依頼があった場合には、必要に応じて、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談

<sup>49</sup> 「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について」（令和3年6月22日文科科学省初等中等教育局健康教育・食育課、厚生労働省健康局健康課事務連絡）参照

<sup>50</sup> 「児童養護施設等入所者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について」（令和3年7月5日厚生労働省健康局健康課予防接種室、子ども家庭局家庭福祉課、家庭福祉課母子家庭等自立支援室、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室事務連絡）参照



所に相談して対応するほか、ドメスティック・バイオレンスの被害者等から接種券の再発行申請を受けた場合と同様に、児童相談所等とも連携の上、入所者等の安全確保に十分留意した対応を必ず行うこと。

なお、16歳以上の者についても、これらに準じた取扱いとすること。

#### (イ) 保護者の同意について

児童福祉施設等において、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できないため保護者の同意の有無を確認することができない場合の取扱いについては、「児童相談所長等の親権行使による同意に基づく予防接種の実施について」（平成27年12月22日健発1222第1号・雇児発1222第5号・障発1222第2号厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長通知）を参照すること。

また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の理由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。

- ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等
- ② 児童福祉施設に入所している場合 当該児童福祉施設の長
- ③ 児童相談所に一時保護されている場合 当該児童相談所長

なお、保護者から同意を取得できたものの、保護者による予診票の接種希望欄への署名が難しい場合は、施設長等により代筆して差し支えない。

#### (ウ) 接種時の同伴について

16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要とされているが、保護者による同伴が難しい場合には、入所者等の健康状態を普段より熟知する施設の職員等が同伴することも差し支えない。

### (15) 予診

接種実施医療機関等及び接種施設において、問診、検温等の診察<sup>51</sup>を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の判断を行うに際して注意を要する者

<sup>51</sup> オンライン診療を活用する場合は、「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特定の取扱いについて」（令和2年4月10日厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡）、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施における電話や情報通信機器を用いた診療の活用について」（令和3年5月25日厚生労働省健康局健康課予防接種室、医政局医事課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの迅速な接種のための体制確保に係る医療法上の臨時的な取扱いについて（その3）」（令和3年5月28日厚生労働省医政局総務課事務連絡）を参照し、特に、他の医療機関等に所属する医師等による予診が、オンライン診療の活用により接種実施医療機関外から行われる場合であっても、当該予診と接種実施医療機関が行う業務が時間的に近接して行われ、かつ、常時連絡を取れる体制を確保する等、接種実施医療機関の管理者の管理責任の下で一体的に医療が提供されるよう、留意すること。

に該当するか否かを調べる。その際に、接種対象者が接種医の名前を確認できるようにすること。予診票の記載等により、優先接種の対象に該当するか確認すること。

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申し出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確実にすること。

なお、ファイザー社及び武田／モデルナ社のワクチンに含まれるポリエチレングリコールや、アストラゼネカ社のワクチンに含まれているポリソルベート（ポリエチレングリコールとの交差反応性も懸念されている）を含む医薬品については、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）のホームページで検索することができる。

また、本予防接種の有効性・安全性、本予防接種後の通常起こりうる副反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度について、対象者又はその保護者がその内容を理解し得るよう適切な説明を行い、本予防接種の実施に関して予診票により同意を得た場合に限り接種を行うものとする。

通常起こりうる副反応の説明に当たっては、「新型コロナワクチン接種後の発熱等の症状への対応について」（令和3年4月21日厚生労働省健康局健康課予防接種室、新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）等の知見も参考に、受診や相談を検討する目安をあらかじめ伝えることが望ましい。

女性に対する接種について、妊娠中又は妊娠している可能性がある場合には、予防接種の有益性が危険性を上回ると判断される場合にのみ接種すること。

高齢者や基礎疾患を有する者の予防接種においては、ワクチンの副反応が重篤な転帰に繋がる可能性を否定できないことから、被接種者にとって体調の良い時に接種し、基礎疾患の状態が悪化している場合や全身状態が悪い場合には接種を見送ることも重要である。従って、予診時においては、接種当日が被接種者にとって適切な時期であるかにつき総合的に判断し、最終的な接種可否につき予診票の「医師記入欄」に記載することを予診医に依頼すること。

なお、令和3年12月1日以降は原則として、新様式を使用することとし、旧様式を持参した者に対しては、新様式への記入を求めるなどの対応に努めること。ただし、時間外・休日加算を請求しない場合は旧様式を使用しても差し支えない。

## （16）予診票

予診票は、医療機関等において、接種前に問診、検温等の診察を行うために必要な用紙である。

### ア パターン①（接種券一体型予診票）の場合

第3章6（2）イのパターン①（接種券一体型予診票）の場合、接種券と予診票が一体となっていることから、予診票については接種券とともに個人に送付される。ただし、

パターン①を用いる市町村においても、住所地外接種により、パターン②の接種券を持参する対象者が接種を受けに来る可能性があることから、事前に予診票を管内医療機関等へ配布しておくことが望ましい。

新型コロナワクチンの接種を行った医療機関等は対象者が持参した接種券一体型予診票をワクチン接種記録システム（VRS）で読み取ること。予診の結果、接種を行わなかった場合については、VRSでの読み取りは行わず、接種券の券種部分「(□予診のみ)」の□を手書きで黒く塗りつぶして、費用請求を行うこと。

#### イ パターン②（接種券（兼）接種済証）の場合

第3章6（2）イのパターン②（接種券（兼）接種済証）の場合は、市町村が印刷を行い、医療機関等へ配布するか、対象者個人への送付が可能な場合については、市町村から接種券の送付と同時に対象者に予診票を送付することとする。なお、住所地外接種により、予診票が配布されていない他市町村の対象者が接種を受けに来る可能性があることから、事前に予診票を管内医療機関等へ配布しておくことが望ましい。

新型コロナワクチンの接種を行った医療機関等は対象者が持参した接種券を予診票に貼付すること。予診の結果、接種を行わなかった場合については、「診察したが接種できない場合」のシールを台紙から剥がし、予診票に貼付して、費用請求を行う。この場合、予診票の最下段の医師記入欄の「接種年月日」の欄については、予診を行った年月日を記載すること。

#### （17）実費徴収

新型コロナワクチンの接種に要する費用は被接種者又はその保護者から徴収することができないこと。

#### （18）接種後の経過観察

接種が終わった後、アナフィラキシーや血管迷走神経反射等の症状が生じることがあるため、一定時間観察を行うこと。なお、転倒による怪我等を予防するために、背もたれのある椅子に坐位で待機するなどの対策を講じること。

アナフィラキシー発生時の対応については、日本救急医学会作成の「ワクチン接種会場におけるアナフィラキシー対応簡易チャート」等を参考に、適切に対応すること。

血管迷走神経反射については、通常、臥位安静にて軽快するが、患者の状態によっては適切な医療機関に搬送する等、適切に対応すること。

また、待機時間の活用の一環として、接種後の副反応への対応方法や、相談・対応可能なコールセンターや医療機関等の周知、予防接種後もマスク着用等の基本的な感染症予防対策を引き続き継続する必要がある旨等、接種後の生活における注意事項等の周知を行うことも考えられる。

#### (19) ワクチンの余剰が発生した場合

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンについては、廃棄することなく効率的に接種を行っていただく必要があることから、各自治体において、地域の状況を踏まえ、幅広い対象を検討することとし、また、接種券を保有していない者についても対象とするなど、柔軟な対応を検討し、判断すること。例えば、市町村のコールセンターや医療機関で予約を受ける際に、予約日以外で来訪可能な日にちをあらかじめ聴取しておき、キャンセルが出たタイミングで、電話等で来訪を呼びかける、市町村において余剰となったワクチンを接種する対象者（職種等）を決定し、あらかじめ住民に対して明らかにする等の対応が考えられる。

接種券を保有していない者に接種する場合は、例えば、本人確認書類等で、氏名、生年月日、住民票上の住所、連絡先等の情報を記録しておくといった工夫を行う。

なお、追加接種において、接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の例外的な取扱いについては、第5章3（3）アを参照すること。

#### 4 市町村に対する申請

##### (1) やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種

ア 新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情で住民票所在地以外に長期間滞在している者や接種順位の上位となる医療従事者等が住民票所在地以外で勤務する場合について、住民票所在地以外において接種を受ける機会を確保する観点から、実施体制を整備する必要がある。

他方、住民票所在地以外における接種（以下「住所地外接種」という。）を受けることを無制限に認めた場合、各自治体において、接種対象者の人数が算定できないことから、段階的に供給されるワクチンを効果的に割り当て、効率的に接種を行うための体制の構築に支障がある。

このため住所地外接種を受ける者は、原則接種を行う医療機関等が所在する市町村に事前に届出を行うこととする。

##### イ やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を受ける者

やむを得ない事情があり、住民票所在地において接種を受けることができないと考えられる者（以下「住所地外接種者」という。）は以下のとおり。

- 出産のために里帰りしている妊産婦
- 単身赴任者
- 遠隔地へ下宿している学生
- ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者

- 入院・入所者
- 通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- 基礎疾患を持つ者がかかりつけ医の下で接種する場合
- コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合
- 副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- 市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- 災害による被害にあった者
- 勾留又は留置されている者、受刑者
- 国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」、「武田／モデルナ社ワクチン接種センター」又は「アストラゼネカ社ワクチン接種センター」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
- 職域接種を受ける場合
- 船員が寄港地等で接種を受ける場合
- 複数市町村が連携して広域で接種体制を構築する場合
- 市町村が他市町村の住民の接種の受け入れを可能と判断する場合
- その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している者
- その他市町村長が真に必要と認める場合

## ウ 住所地外接種届出済証の交付

### (ア) 申請の方法

住所地外接種を希望する者は、原則接種を行う市町村に事前に届出を行うこととする。具体的な申請方法等は以下のとおり。

#### ① 郵送申請

住所地外接種者は、「住所地外接種届」（様式 4-4-1）を記載し、接種券の写し（コピー等）及び返信用封筒を添付して郵送する。

市町村は、「住所地外接種届」を郵送により受理した場合、記載内容を確認し、問題がなければ住所地外接種届出済証（様式 4-4-2）を郵送により交付する。

#### ② 窓口申請

住所地外接種者は、接種を受ける医療機関所在地の市町村の窓口に「住所地外接種届」（様式 4-4-1）及び「接種券（又は接種券の写し）」を提出する。自治体は、内容を確認し、住所地外接種届出済証を申請者に交付する。

申請時に、接種券（原本）が提出された場合は、写しをとり、接種券を本人に返却する。

#### ③ WEB 申請

・厚労省WEBサイトを用いる場合

住所地外接種者は、厚労省が設けるWEBサイト上で、接種を希望する医療機関等の所在地の市町村に対し住所地外接種届を提出する。申請内容に基づき、自治体は住所地外接種届出済証（様式4-4-2）を申請者にWEBサイト上で交付する。

・各自治体において申請サイトを設ける場合

住所地外接種者は、接種を希望する医療機関等の所在地の市町村が設ける申請サイト上で、必要事項を入力する。各自治体が定める方法により、申請者に対して住所地外接種届出済証（様式4-4-2）を交付する。

なお、東日本大震災における原子力発電所の事故による災害により住民票のある市町村の区域外に避難する者は、当該市町村で接種を受けることが困難であることから、「その他やむを得ない事情があり住民票所在地外に居住している」として、避難元自治体が発行する「住所地外接種届出済証」を接種時に持参することにより、避難先の自治体においてワクチン接種を受けることができることとする。

(イ) 申請受付期間

住所地外接種の申請受付期間は、住所地外接種者が接種を受けることができる期間とする。

(ウ) 届出済証を交付しないことができる場合

市町村長は、住所地外接種届の記載内容に不備があった場合、住所地外接種届出済証を交付することにより、接種体制の維持・構築が困難になる場合等に住所地外接種届出済証を交付しないことができる。

(エ) 市町村への届出を省略することができる場合

住所地外接種者のうち、やむを得ない事情により自治体への申請が困難である者も一定数いることが考えられる。このため、当該住所地外接種者について、接種を受ける際に医師に申告を行う事等により、申請を省略することとする。

市町村への届出を省略することができる具体的な者は以下のとおり。

- ・入院・入所者
- ・通所による介護サービス事業所等で接種が行われる場合における当該サービスの利用者
- ・基礎疾患を持つ者がかかりつけ医の下で接種する場合
- ・コミュニケーションに支援を要する外国人や障害者等がかかりつけ医の下で接種する場合
- ・副反応のリスクが高い等のため、体制の整った医療機関での接種を要する場合
- ・市町村外の医療機関からの往診により在宅で接種を受ける場合
- ・災害による被害にあった者
- ・勾留又は留置されている者、受刑者

- 国又は都道府県等が設置する「大規模接種会場」、「武田／モデルナ社ワクチン接種センター」又は「アストラゼネカ社ワクチン接種センター」で接種を受ける場合（会場ごとの対象地域に居住している者に限る）
  - 職域接種を受ける場合
  - 船員が寄港地等で接種を受ける場合
  - 複数市町村が連携して広域で接種体制を構築する場合
  - 市町村が他市町村の住民の接種の受け入れを可能と判断する場合
  - 住所地外接種者であって、市町村に対して申請を行うことが困難である者  
なお、当該対象者は、接種を受ける時点において、現にその状態にある者に限る。
- ※ ドメスティック・バイオレンス等で現在の居住地に避難している者については、加害者等に所在を知られる危険を避けるために、接種券を現在の居住地で再発行する（次項参照）など、被害者等の安全確保に十分配慮した対応を行うこと。
- ※ 船員については、乗船スケジュール等により、1回目と2回目で同じ接種会場で接種することが難しい場合もあることから、例えば、2回目の接種のみを希望する場合等にも予約可能とするなど、円滑な接種ができるように配慮すること。

(オ) 接種順位の上位となる医療従事者等に係る予防接種

接種順位の上位となる医療従事者等に係る予防接種は、各医療機関等において接種を行い、接種券が自治体から発行されていない段階から接種を行うことから接種券付き予診票を用いて接種を行う場合は市町村への住所地外接種届は要しない。

(カ) 接種順位の特例となる高齢者施設の従事者に係る予防接種

接種順位の特例となる高齢者施設の従事者に係る予防接種は、当該高齢者施設において接種を行い、接種券が自治体から発行されていない段階から接種を行うことから、接種券付き予診票を用いて接種を行う場合は、市町村への住所地外接種届は要しない。

(2) 接種券の再発行

ア 概要

新型コロナワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の市町村において接種を行うこととしており、接種を受けるためには原則接種券が必要であるが、何らかの事情により、接種券を紛失、滅失、破損等することが考えられる。

このため、接種券を紛失等した者に対して原則住民票所在地の市町村が接種券の再発行を行う。

イ 接種券の再発行申請が必要な場合

接種券の再発行申請が必要な場合は、以下のとおり。

- 接種券を紛失、滅失、破損等した場合

- 接種券の発送後に住民票所在地が変更となった場合
- 接種券が届かない場合
- 住民票及び戸籍に記載がない場合
- 予診のみ券を2回使った場合
- その他接種券の発行が必要であると市町村長が認める場合

接種券の再発行申請は原則住民票所在地の市町村に対して行うものとするが、住民票又は戸籍に登録のない等の事情があり、住民票所在地の市町村から接種券の発行を受ける事ができないやむを得ない事情がある者は、居住地の市町村に対して申請等を行い接種券の発行を受ける。

#### ウ 接種券の再発行申請の方法

接種券の再発行を希望する場合、原則住民票所在地の市町村に申請を行うこととする。具体的な申請方法等は以下のとおり。

##### ① 郵送申請

接種券の再発行を希望する者は、「接種券再発行申請書」（様式 4-4-3）を記載し、返信用封筒（あれば破損等した接種券）を同封して郵送する。

市町村は、「接種券再発行申請書」を郵送により受理した場合、記載内容を確認し、問題がなければ接種券を郵送により交付する。

##### ② 窓口申請

接種券の再発行を希望する者は、住民票所在地の市町村の窓口「接種券再発行申請書」（様式 4-4-3）（あれば破損等した接種券）を提出する。市町村は、内容を確認し、問題がなければ接種券を申請者に交付する。

##### ③ 電話による申請

接種券の再発行を希望する者は、住民票所在地の市町村に電話により、接種券の再発行を依頼する。市町村は電話で聞き取った内容を確認し、問題がなければ、本人に対して接種券を郵送により交付する。

##### ④ WEBによる申請

- ・ 厚労省WEBサイトをを用いる場合

接種券の再発行を希望する者は、厚労省が設けるWEBサイト上で、住民票所在地の市町村に対して接種券の再発行申請を行う。申請を受けた市町村は、申請内容を確認し、問題がなければ、接種券を郵送により交付する。

- ・ 各自治体において申請サイトを設ける場合

接種券の再発行を希望する者は、接種を希望する住民票所在地の市町村が設ける申請サイト上で、必要事項を入力する。各自治体が定める方法により、申請者に対して接種券を交付する。



※ 接種券の郵送は、原則住民票所在地に対して発送することとするが、市町村が所在を確認した場合や、本人確認郵便等により本人の所在が確認できる場合等に、住民票所在地以外の場所に送付することも差し支えない。

また、接種券の再発行を行う場合は、過去の接種状況等により、接種券のシールを必要分のみ交付することや、接種済証部分の返却又は接種済証の再発行等により、適切に接種が行われるよう取りはからうこと。

※ 住民票所在地が変更になった場合、変更前の住民票所在地における接種状況は、必要に応じて VRS により確認すること<sup>52</sup>。なお、当該接種状況の確認は、特定個人情報（個人番号）の提供に係る本人の同意がなくても可能としている<sup>53</sup>。

※ ドメスティック・バイオレンスの被害者等から接種券の再発行申請を受けた場合には、当該被害者等の接種券の記載事項により、加害者等に当該被害者等の所在が把握され、危害を加えられるおそれを生じさせないように、当該被害者等の安全確保に十分配慮した対応を必ず行うこと（例えば、第三者が WEB 予約システムに接種券番号と容易に知り得る個人情報（氏名等）のみを入力した時に、予約者の予約状況を確認できてしまうということがないような仕様にするなど）。

※ ホームレス等が市町村の新型コロナ予防接種の担当窓口に来所し、新型コロナ予防接種を希望する旨の申し出があった場合は、当該者の住民登録の有無の確認を行うとともに、住民票所在地の市町村に対して申請等を行い、接種券の再発行を受けるよう調整すること。

また、ホームレス等がいずれの市町村においても住民登録がなされていない場合や住民票所在地の市町村から接種券の再発行を受けることができないやむを得ない事情がある場合等については、相談を受けた市町村において接種券の発行を行うこと。なお、接種券については、ホームレス等に接種実施日より前に送付することが難しい場合などにおいては、接種会場で配布を行うことも考えられる。

※ 海外赴任予定者の職域接種について、海外赴任までに接種券を入手できない方については、職域接種の実施企業が後日、被接種者本人又は家族から接種券を回収できる見込みがある場合には接種を受けることが可能であるが、接種券の配布が出国後となる市町村において、接種券の配布を受けられなかった海外赴任予定者から申請があった場合には、当該市町村において接種券を発行すること。

<sup>52</sup> 「ワクチン接種記録システムを活用した転入者への対応について」（令和3年3月22日内閣官房 IT 総合戦略室、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）参照

<sup>53</sup> 「「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」への同意について（依頼）」（令和3年12月3日内閣官房副長官補室、デジタル庁国民向けサービス G（VRS 担当）、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）、「VRS における同意機能の実装と転入処理での他自治体への接種記録照会の運用変更について」（令和3年12月14日デジタル庁国民向けサービス G（VRS 担当）事務連絡）、「ワクチン接種記録システムにおける他自治体への接種記録照会の運用変更を踏まえた転入者への接種券の送付について」（令和3年12月16日デジタル庁デジタル社会共通機能 G（マイナンバー担当）、デジタル庁国民向けサービス G（VRS 担当）、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

## 5 費用請求支払事務<sup>54</sup>

新型コロナウイルスワクチンの接種に係る費用については、被接種者は原則として住民票所在地の市町村で予診や接種を受けることから、実施機関は原則として直接市町村へ請求するものとする。また、V-SYSに請求先市町村ごとの接種回数を入力することで、請求総括書及び市区町村別請求書を作成することができる。V-SYS上での入力方法については、V-SYS操作マニュアル上に記載されている。

### (1) 被接種者が住民票所在地に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合

予診や接種（以下「接種等」という。）を行った医療機関等は、原則として、当該医療機関等が所在する市町村に対して費用を直接請求する。

#### ア 費用請求の方法

費用請求の方法については、医療機関等は、接種等を行った場合、予診票等を、当該接種を行った日が属する月の翌月 10 日までに市町村に対して送付する。

医療機関等から市町村に直接請求を行う場合の請求書については、市町村で指定する様式となるが、その様式がV-SYSから出力できる様式と同じ場合には、V-SYSから出力された市区町村別請求書（様式 4-5-1）を活用することができる。

また、時間外・休日加算の欄を新様式及び追加接種用の予診票に設けたことから、医療機関等は、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することとなる。この場合、医療機関等は市区町村別請求書に記載の時間外・休日加算分の請求件数と予診票の当該加算チェック件数が一致していることを確認すること。なお、医療機関等において、やむを得ない理由等により、旧様式を用いて費用請求する場合は、時間外・休日加算の請求は「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（令和 3 年 6 月 23 日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）で示した方法により、接種費用の請求とは別に行うこと。

市町村は、請求内容の審査を終えた日の属する月の翌月末までに請求額の支払いを行う。なお、医療機関から支払請求等に必要口座情報等については、様式 4-5-2 をお示しするので必要に応じて活用されたい。

#### イ 市町村が直接会場を設けた場合

市町村が接種等を行った場合、予診票を保存することとし、市町村に対する費用請求は行わない。接種会場の運営を委託した場合は委託契約の内容に従い、委託費用の支払いを行う。

#### ウ 市町村が請求先を別途定めた場合

市町村が、外部機関等を請求先として指定した場合の費用請求は、各自治体の取り決めによる。

<sup>54</sup> 令和 3 年 11 月 30 日以前の接種分の費用請求支払事務については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（第 4.1 版）」参照。

(2) 被接種者が住民票所在地外に所在する医療機関等で予診や接種を受けた場合

医療機関等は、請求先の市町村ごとに旧様式、新様式、追加接種用の順に仕分けをした予診票の原本に市区町村別請求書をつけて、請求総括書とともに当該医療機関等が所在する都道府県の国保連に提出する。また、請求総括書及び市区町村別請求書は、V-SYSに請求先市町村ごとの接種回数を入力することで、同システム上で発行することができる。なお、国保連における、医療機関等から送付された請求総括書および市区町村別請求書、予診票の確認対象項目は様式4-5-4のとおりである。確認対象項目以外に照会事項がある場合は、市区町村から医療機関等へ直接問い合わせることとする。さらに、医療機関等が誤って令和3年11月30日以前の接種分の市区町村別請求書(様式4-5-8。以下「旧市区町村別請求書」という。)を使用し、国保連に提出した場合は、国保連は例外的な取扱いとして旧市区町村別請求書に基づく請求支払事務を行うことも差し支えないものとする。

ア 費用請求の方法

費用請求の方法については、医療機関等は、接種等を行った場合、予診票等を、当該接種を行った日が属する月の翌月10日までに当該医療機関等が所在する都道府県の国保連に対して送付する(ただし、行政機関の休日に当たる場合は、翌営業日までとする。)

また、時間外・休日加算の欄を新様式及び追加接種用の予診票に設けたことから、医療機関等は、接種費用と一体的に時間外・休日加算分の費用も請求することとなる。この場合、請求総括書及び市区町村別請求書に記載の時間外・休日加算分の請求件数と予診票の当該加算チェック件数が一致していることを確認すること。なお、医療機関等において、やむを得ない理由等により、旧様式を用いて費用請求する場合は、時間外・休日加算の請求は「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」(令和3年6月23日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)で示した方法により、接種費用の請求とは別に行うこと。

送付にあたっては、V-SYSから出力する請求総括書(様式4-5-3)及び市区町村別請求書(様式4-5-1。住所地外の場合は右下にチェックの付いた請求書がV-SYSから発行される。)を合わせて添付する。

請求を受けた国保連は、様式3-7-2に定める請求期日までに、医療機関等からの請求額と委託事務手数料を市町村へ請求する。

請求を受けた市町村は、原則として様式3-7-2に定める納入期日までに、国保連へ請求額の支払いを行う。国保連は、医療機関等から請求のあった日が属する月の翌々月末までに、医療機関等に対して請求額の支払いを行う。

なお、医療機関等から別の支払口座の指定があった場合やV－S Y S登録時に保険医療機関コード等に類似するコードを新規付番することとなった場合など支払請求等に必要な口座情報等を取得する必要がある場合については、様式4-5-2を活用されたい。

#### イ 市町村が直接会場を設けた場合

市町村は、住民票所在地外の住民接種等を行った場合、接種券等を貼り付けた予診票を、当該接種を行った日が属する月の翌月10日までに当該市町村が所在する都道府県の国保連に対して送付する（ただし、行政機関の休日に当たる場合は、翌営業日までとする。）。

送付にあたっては、請求総括書（様式4-5-3）及び市区町村別請求書（様式4-5-1）を、合わせて添付する。

請求を受けた国保連は、原則として様式3-7-2に定める請求期日までに、市町村からの請求額と委託事務手数料を被接種者が居住する市町村へ請求する。

請求を受けた被接種者が居住する市町村は、様式3-7-2に定める納入期日までに国保連へ請求額の支払いを行う。国保連は請求のあった日が属する月の翌々月末までに、接種等を行った市町村に対して請求額の支払いを行う。

なお、V－S Y S登録時に保険医療機関コード等に類似するコードを新規付番された場合は、集合契約に参加した月（取りまとめ団体へ委任状を提出した日の属する月）の翌月20日までに、国保連に口座情報を提出する。その際、1つの市町村で複数の接種会場を設けた場合も、接種会場ごとに1枚の口座届出書を提出する。

また、国保連からの連絡先・各種書類（支払額に係る通知書・請求書・予診票の返戻等）の送付先が口座届出書に記載の連絡先（接種施設の電話番号）・所在地（接種施設の住所地）と異なる場合は、口座届出書の備考欄において、送付を希望する担当部署等の住所地等を登録すること<sup>55</sup>。

#### ウ 複数市町村が連携して広域で接種体制を構築した場合

複数市町村が連携して広域で接種体制を構築する場合、当該市町村間の請求は、被接種者が住民票所在地の市町村において接種等を受けた場合と同様に取り扱うこととしていることから、具体的な請求先や請求方法については、各共同接種体制において取り決めを行い、医療機関等に周知すること。

### (3) 過誤調整

新型コロナワクチンの接種等に関する市町村、医療機関等からの請求内容等に不備等が判明したものについて、当該請求内容等の調整を行う。

<sup>55</sup> 「市町村で接種施設を設けた場合の費用請求に関する取扱いについて」（令和3年5月10日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）参照

ア 医療機関等から市町村へ直接請求が行われた場合

(ア) 市町村が費用の支払いを行った場合

市町村が費用の支払いを行った場合、当該医療機関等と市町村の間で直接過誤調整を行う。

過誤調整の方法としては、以下の方法が考えられる。

- 医療機関等に対して過払い分について返還請求を行う方法
- 医療機関等に対して不足分を追加で支払う方法
- 医療機関等の次回以降の請求に対して相殺を行う方法

(イ) 市町村が費用の支払を行っていない場合

市町村は、過誤のあった請求書について、速やかに医療機関等へ差し戻しを行い、当該医療機関等から再度請求を行わせる。

市町村は、適切な請求が行われた日の属する月の翌月末までに支払を行う。

イ 国保連から市町村へ請求が行われた場合

市町村は、国保連に費用の支払を行い、医療機関等又は国保連を通して過誤請求を行う。

(ア) 国保連からの請求に対して調整を行う方法

市町村は、過誤のある請求を行った医療機関等に対し、過誤がある旨の連絡を直接行い、過誤返戻依頼書及び過誤返戻依頼集計書（様式 4-5-9）並びに過誤に係る予防接種予診票の原本を国保連に提出し、調整依頼を行う。なお、編綴方法は図 10 の方法によることとする。

国保連は、依頼を受け取った日が属する月の翌月から 6 か月の間に当該医療機関等から請求があった場合は、調整を行う。当該期間に調整が完了しなかった場合、国保連は未調整分の過誤返戻依頼書及び予診票を市町村に返却する。その後、市町村は、必要に応じて医療機関等と直接調整することとする。

また、国保連を通して過誤調整を行った場合、国保連に対して支払われた委託事務手数料は返還されない。（また、医療機関等が過誤内容を訂正のうえ、国保連に再請求する場合は、通常の請求と同様に委託事務手数料が発生する）。

(イ) 医療機関等に直接請求する方法

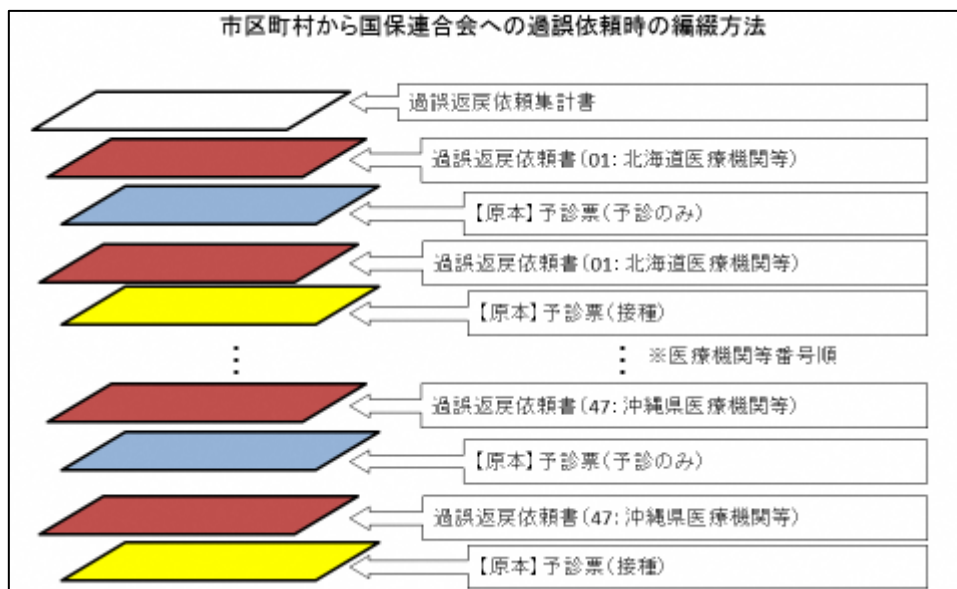
市町村は過誤のある請求を行った医療機関等と直接連絡を行い、返還請求を行う。

※ 市町村において接種等に関する費用を支払い後、接種券の記載と予診票の本人記載住所に齟齬がなく、被接種者が転居等により、当該市町村の住民ではなく且つ現在の住民票所在地市町村が発行した接種券を用いて接種を受けなかったことが判明した場合、現在の住民票所在地市町村と金額及び予診票について直接調整を行うこと。なお、当該市町村の接種対象者として、接種等に関する費用の支払いを

行うことも差し支えないが、この場合は、当該市町村は現在の住民票所在地市町村に予診票を送付すること。

また、外部機関を通して費用請求を行った場合の過誤請求は、契約書に定める他、上記に準ずるものとする。

図 10 市区町村から国保連合会への過誤依頼時の編綴方法



## 6 個別接種促進のための追加支援策及び職域接種における支援策

診療所ごとの接種回数の底上げと接種を実施する医療機関数の増加の両面からの取組により、接種回数の増加を図るため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、個別接種促進のための新たな財政支援を行う。本財政支援は、集合契約に基づく接種に係る費用請求とは別に申請手続が必要となることに留意すること<sup>56</sup>。

また、職域接種について、中小企業や大学等が実施する場合においては、接種費用とは別に、会場設置等に要する経費を新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により実費補助を行う<sup>57</sup>。

<sup>56</sup> 支援の内容については「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和3年4月1日付け医政発0401第8号・健発0401第11号・薬生発0401第18号。令和3年6月10日一部改正）の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」の3（21）、医療機関から都道府県への請求方法については「新型コロナウイルスワクチンの時間外・休日の接種及び個別接種促進のための支援事業の請求について」（令和3年6月23日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照すること。

<sup>57</sup> 「新型コロナウイルスワクチンの個別接種の促進策の継続及び職域接種における支援策について」（令和3年6月18日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「職域接種促進のための支援事業の実績報告について」（令和3年8月12日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）参照。

## 7 接種を希望する対象者への2回目接種が概ね終了した市町村における留意点

臨時接種実施期間中は、1、2回目接種が未接種の方を含め、予防接種法に基づく接種が可能であることから、希望する対象者への2回目までの接種が概ね終了した市町村においても、都道府県と連携し、以下の例のような今後新たに接種対象になると想定される者への1、2回目の接種機会を確保すること。

- 誕生日を迎え、新たに接種対象者になる者
- 未接種または1回目のみ接種済みの転入者
- 療養等のために今まで接種ができなかった者

なお、療養等のために今まで接種ができなかった者などに対して既に発行済みの予診票及び接種券の取扱いについては、第3章6（2）アを参照すること。

## 8 接種記録等

### (1)実施状況の保管

市町村における個人情報の取扱いに関しては、各市町村の個人情報保護条例等を踏まえ、予防接種の実施に当たっては、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約遵守状況を管理監督すること。

新型コロナワクチンの接種の情報については、さまざまな関係者により情報が取り扱われるため、漏洩・流出等の事故が起こりうる。このため個人情報保護法の規定を踏まえ、各市町村において定められている個人情報保護に関する規定類を精査し、必要に応じて適切な見直しを図ること。

市町村が他の関係者（他市町村、事業者や個人、情報管理・分析の委託先等）へ情報を提供する場合、それぞれの相手先別に、誰が、相手先の誰までに、どの項目・範囲まで、どのような利用目的に限り提供するのか、提供に当たっての関係者の承諾の有無や守秘義務契約等を整理・明確化し、関係者間で遵守すること。

### (2)保存年限等

#### ア 接種券に係る情報管理

市町村は、対象者又は医療機関等において滞留、紛失・廃棄等による未使用の接種券や、失効した接種券等、発券・送付後の状況を管理するため、発券・送付時に、誰にどのような券を発券・送付したかを管理すること。

そのため、少なくとも、接種券の発番・利用状況、失効した番号については、管理しておくこと。

また、医療機関等においては、予診票の控えを保管するものとする。その取扱いについては、診療録に準ずるものとし、原則として5年間保存すること。

## イ 接種に係る情報管理

市町村長は、新型コロナウイルスワクチンの接種の対象者について、あらかじめ住民基本台帳その他の法令に基づく適法な居住の事実を証する資料等に基づき、予防接種台帳を作成し、予防接種法施行令第6条の2や文書管理規定等に従い、少なくとも5年間は適正に管理・保存すること。

また、予防接種を行った際は、予防接種済証を交付するものとし、予防接種を行った、乳幼児・小児については、予防接種済証に代えて、母子健康手帳に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載すること。

なお、平成24年に改正された母子健康手帳では、乳幼児のみならず、学童、中学校、高等学校相当の年齢の者に接種する予防接種についても記載欄が設けられていることから、母子健康手帳に予防接種及びワクチンの種類、接種年月日その他の証明すべき事項を記載することにより、予防接種済証にかえることができる。

また、1、2回目接種における接種順位の上位となる医療従事者等の接種にあたっては接種券付き予診票を用いて接種を行うこととなることから、接種記録書（様式4-8-1）を交付することとする。

## (3) 予防接種の実施の報告

市町村長は、臨時の予防接種を行ったときは、予防接種法施行令第7条の規定による報告を「地域保健・健康増進事業報告」（厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）作成）の作成要領に従って行うこと。

## 9 予防接種証明書<sup>58</sup>

### (1) 概要

新型コロナウイルス感染症予防接種証明書（以下「接種証明書」という。）は、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）附則第18条の2に基づいて、法定受託事務である新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務の一手続として、市町村が住民に対して実施した予防接種の記録等について、接種者からの申請に基づき、当該予防接種を実施した市町村において交付するものである。

### (2) 窓口における申請

#### ア 申請の受理

接種証明書の申請をする者が図11の申請書を作成し、提出することを基本とするが、記載事項を追加するなど、別の様式によることも差し支えないこととする。申請書

<sup>58</sup> 手続の詳細については、「新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行業務について」（令和3年7月26日内閣官房副長官補室、内閣官房IT総合戦略室、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照すること。



の受理に当たっては、特に申請書のほかに提出を求めた書類と申請書の記載に齟齬がないかなど、記載不備がないかを確認すること。

ローマ字氏名や旅券番号等が記載される海外用の接種証明書の申請の場合、本人確認及び記載事項確認のために、旅券（旅券に準じる渡航文書を含む。以下同じ。）又はその写しの提示を求めると。申請者が旅券又はその写しの提示が困難な場合、必要な記載事項が入力できないため、海外用の接種証明書の発行は行わないこと。また、有効期限を確認することにより旅券が有効であるかを確認すること。

旅券番号等が記載されない国内用の接種証明書の申請の場合、本人確認のために、少なくとも漢字氏名及び生年月日が記載された書類又はその写しの提示を求めると。

各市町村において保有している予防接種記録の照会のために必要な書類の提出を求めると。また、提出書類の受理に当たっては、提出された書類により、申請者に対して、自市町村で接種を受けたかどうかを確認すること。

現に申請の任に当たっている者が申請者の代理人である場合に、その権限について、委任状を提出する方法等により明らかにさせること。

図 11 接種証明書の申請書

表

裏

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書 交付申請書  
Application Form for Vaccination Certificate of COVID-19

●●市区町村長 宛  
To: Mayor

年 月 日

① 窓口に来た人 Person submitting the form	フリガナ 氏名 Name	
	連絡用電話番号 Phone number	( - - )
② 請求者 Person who wishes to get the certificate	フリガナ 氏名 Name	
	③あなたと申請者の関係 Applicant's relationship with you	<input type="checkbox"/> 夫・妻 (Spouse) <input type="checkbox"/> 父母・子 (Parent/Child) <input type="checkbox"/> 祖父祖母・孫 (Grandparent/Grandchild) <input type="checkbox"/> その他 (Other)
③ その他 Other information	申請する接種証明書の種類 Type of certificate	日本国内用 Domestic use in Japan 海外用及び日本国内用 International travel & domestic use in Japan
	申請の種類 Type of application	1.過去に2回以上付き接種証明書の発行を受けたことがありますか? (パスポート等の渡航書類が対象であり、国内用の証明書も併せて発行することとなります。) 2.上記で「はい」と回答された方で、申請内容に変更はありますか? (パスポートの変更など) ① Yes/No    ② Yes/No

新規申請者 (New application) / 再交付 (Reissue)

接種証明書交付申請書

① 申請者情報 (Applicant Information)

二重コード 2-Barcode	氏名 (ローマ字) Name (in Roman Letters)	フリガナ Name (in Japanese)
生年月日 Date of birth	性別 Sex	国籍 Nationality
住所 Address	電話番号 Phone number	職業 Occupation

② 接種履歴 (Vaccination History)

接種済回数 Number of completed doses	接種済日 Date of completion	接種済場所 Location of completion
接種済回数 Number of completed doses	接種済日 Date of completion	接種済場所 Location of completion

③ 申請情報 (Application Information)

申請者情報 Applicant Information	接種履歴 Vaccination History	申請情報 Application Information
氏名 (ローマ字) Name (in Roman Letters)	接種済回数 Number of completed doses	申請理由 Reason for application
生年月日 Date of birth	接種済日 Date of completion	接種済場所 Location of completion
住所 Address	接種済回数 Number of completed doses	接種済場所 Location of completion

④ 申請内容 (Application Content)

申請者情報 Applicant Information	接種履歴 Vaccination History	申請情報 Application Information
氏名 (ローマ字) Name (in Roman Letters)	接種済回数 Number of completed doses	申請理由 Reason for application
生年月日 Date of birth	接種済日 Date of completion	接種済場所 Location of completion
住所 Address	接種済回数 Number of completed doses	接種済場所 Location of completion

#### イ 各市町村において保有している予防接種記録の照会と確認

提出された書類の情報をもとに、予防接種記録を用いて申請者の接種記録等を照会すること。また、当該接種記録と提出書類との一致を確認すること。

転居等により、申請者が接種を異なる住所地で受けた場合は、自市町村で実施した接種のみの接種証明書を発行し、他の市町村で実施した接種については、当該接種時に住民登録のあった市町村に申請する必要がある旨を説明すること。

なお、ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のため、必要な措置を講じること。

#### ウ 交付

印刷された接種証明書を申請者に手渡し、記載内容に誤りがないことを申請者に確認を取った上で交付すること。発行については一度の申請について1部の発行を原則とするが、紛失等により再発行することは差し支えない。その場合は発行履歴等を用いて照会事務を省略することも可能であるが、本人確認は行うこと。

電子情報処理組織<sup>59</sup>を使用した接種証明書の交付（以下「電子交付」という。）を行う場合（新型コロナワクチン接種証明書アプリによる交付の場合を除く。）は、マイナンバーカード等による本人確認がなされたアカウントにおいて、ログイン後にアクセスできる領域に接種証明書をアップロードした上で、申請者がダウンロードすることにより交付することを原則とする。

### (3) 郵便等による申請

#### ア 申請の受理

郵便等により、申請者から接種証明書の交付を求められた場合は、(2)アに掲げる事項のほか、返信用封筒の提出等を求めること。その際、申請者に対しては、返送先住所の記載を求めるとともに、返信用封筒への切手貼り付けなどを求めるなどして、郵送等により送付すること。現に申請の任に当たっている者が本人であること又は申請者の代理人であることについては、(2)アの方法に準じて、明らかにさせること。

#### イ 各市町村において保有している予防接種記録の照会と確認

(2)イの方法に準じて対応すること。

#### ウ 交付

郵便等による申請に対する接種証明書の交付の方法については、本人確認において確認された申請者の現住所あて郵便等により行うことを原則とすること。

ただし、アにより、申請に際して、別に送付場所が明らかにされた場合において、理由及び送付場所が正当と認められるときは、申請者の住所以外の場所あてに行うことができる。

<sup>59</sup> 電子情報処理組織とは、市町村長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と請求者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

その他交付については、(2)ウに準じて取り扱うこと。

(4)電子情報処理組織による申請((5)の新型コロナワクチン接種証明書アプリに係るものを除く。)

ア 申請の受理

電子情報処理組織により、申請者から接種証明書の交付の申請を受けることとする場合は、図12の申請書に記載する事項及び個人番号等を申請者の使用に係る電子計算機から入力して明らかにさせるとともに、(2)アに準じて申請書のほかに必要な書類の画像情報等を添付、送信させ、これを確認すること。本人の申請の意思の確認については、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第3条第1項に規定する署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該申請に係る情報の送信を受けることにより確認すること。

また、(3)ウの方法に準じて交付する場合には、(3)アの方法に準じて申請を受理すること。

なお、申請の受理の方法について、個人番号の入力ではなく接種券番号がわかる書類として未使用の予診のみ券の画像情報等の添付を求める等、上記以外の方法によることも妨げないこと。

イ 各市町村において保有している予防接種記録の照会と確認

(2)イの方法に準じて対応すること。

ウ 交付

(2)ウ又は(3)ウに準じて取り扱うこと。

(5)新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付を行う場合<sup>60</sup>

ア 申請の受理

新型コロナワクチン接種証明書アプリを使用し、申請者から接種証明書の交付の申請を受けることとする場合は、個人番号カードにより申請者の情報、個人番号等を申請者の使用に係る電子計算機から送信させるとともに、本人確認を行う。また、海外用の接種証明書の場合は、旅券に記載された必要な情報を送信させ、これを確認する。

<sup>60</sup>新型コロナワクチン接種証明書アプリによる電子申請・電子交付については、デジタル庁が提供する同アプリの利用に各市町村が同意した場合にのみ可能となるものであり、この場合において、各市町村での画面操作等の事務は不要。

## イ 各市町村において保有している予防接種記録の照会と確認

個人番号カードの情報をもとに、申請者の接種記録等を照会する。照会の結果、該当する接種記録が存在しないなど交付できない事情がある場合、その旨の画面を申請者に表示し、その他の交付手段を案内する。

転居等により、申請者が接種を異なる住所地で受けた場合は、当該接種に係る接種券の発行を行った市町村に申請する必要がある旨の画面を表示し、自市町村で実施した接種のみの接種証明書を発行する。

## ウ 交付

接種証明書の記載内容に誤りがないことを確認する旨の画面を申請者に表示した上で交付する。以前交付を受けたものと別の電子計算機からの申請、紛失等により同一の者に対して複数の接種証明書を交付することは差し支えない。

## 10 間違い接種

市町村長は、新型コロナワクチンの接種を実施する際、間違い接種チェックリスト（様式4-10-1）等<sup>61</sup>により予防接種に係る間違いの発生防止に努めるとともに、間違いの発生を迅速に把握できる体制をとり、万が一、誤った用法用量で新型コロナワクチンを接種した場合や、有効期限の切れた新型コロナワクチンを接種した場合、血液感染を起こしうる場合等の重大な健康被害につながるおそれのある間違いを把握した場合等には、様式4-10-2にその内容を記載し、都道府県を経由して、厚生労働省健康局健康課に速やかに報告すること。一方、接種間隔の誤りなど、直ちに重大な健康被害につながる可能性が低い間違いについては、都道府県において、様式4-10-3により、前月に発生した間違いについて、毎月とりまとめを行い、15日までに同様に報告を行うこと。

また、予防接種の間違いが発生した場合には、市町村において、直ちに適切な対応を講じるとともに、再発防止に万全を期すこと。

なお、前提として、法令や実施規則等を遵守のうえ、前述の接種事故防止対策等をしっかり行った上で適正に予防接種を実施する必要があるが、今回の新型コロナワクチンの接種は、疾病のまん延予防上緊急の必要がある場合に行われる臨時接種として実施することから、その性質に鑑み、やむを得ず予防接種の間違いが生じた場合には、故意がある場合など明らかに不適当な場合を除いては、予防接種法に基づく臨時接種を実施したものとして取り扱って差し支えない。

<sup>61</sup> 「新型コロナ予防接種の間違いの防止について」（令和3年5月7日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）、  
「新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その2）」（令和3年6月22日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）及び「新型コロナ予防接種の間違いの防止について（その3）」（令和3年10月29日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）も参照すること。

## 1 1 副反応疑い報告

法の規定による副反応疑い報告については、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」（平成 25 年 3 月 30 日健発 0330 第 3 号、薬食発 0330 第 1 号厚生労働省健康局長、医薬食品局長連名通知）を参照すること。

## 第5章 追加接種

### 1 追加接種の枠組み

#### (1) 概要

新型コロナワクチンについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、令和3年2月から接種が進められているところ、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種（3回目接種）を行う必要があり、1、2回目接種を完了した全ての者に対して追加接種の機会を提供することが妥当であるとの見解が示された。

1、2回目接種に引き続き、追加接種についても全国的に円滑な接種を実施していくことができるよう、追加接種に係る事務等について示す。

#### (2) 実施期間

新型コロナウイルス感染症に係る追加接種の実施期間は、令和3年12月1日から令和4年9月30日までである。

#### (3) 対象者

追加接種については、初回接種（1、2回目接種）の完了から一定期間経過した者を対象に、1回行うこととする。現時点で追加接種において使用するワクチンとしているものは、ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンであり、当該ワクチンについては、薬事承認上、追加接種の対象年齢が18歳以上とされていることから、現時点では追加接種は18歳以上の者に行うこととなることに留意すること。

また、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、初回接種（1、2回目接種）に相当する注射を受けた者についても、追加接種の対象者とする。初回接種（1、2回目接種）に「相当する注射」とは以下の接種において行われた注射をいう。ただし、いずれもファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社（※）の新型コロナワクチンを接種している場合に限る。

- ①海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業における2回の接種
- ②在日米軍従業員接種における2回の接種
- ③製薬メーカーの治験等における2回の接種
- ④海外における2回の接種
- ⑤上記の他、市町村長が初回接種に相当する予防接種であると認めるもの

なお、1、2回目接種と同様、原則、接種を受ける日に、住民基本台帳に記録されている者を対象として行うものとする。大臣指示通知において接種の適応とならない者は接種の対象から除外されることとなる。

また、接種を受ける日に、戸籍又は住民票に記載のない者、その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認める者についても、居住の実態がある場合は、接種を実施することができる。

なお、特に追加接種をおすすめする者は、高齢者や基礎疾患を有する者などの重症化リスクが高い者、介護従事者などの重症化リスクが高い者と接触が多い者及び医療従事者などの職業上の理由等によりウイルス曝露リスクが高い者であるが、初回接種（1、2回目接種）の際の優先順位とは異なるため、接種を希望する対象者は、前述の例示にかかわらず接種できることに留意すること。

（※） 復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製の「コミナティ」及びアストラゼネカ社から技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」を含む。

#### （4）接種間隔

追加接種は、医療従事者等<sup>62</sup>及び高齢者施設等の入所者等<sup>63</sup>、その他の高齢者並びにその他の64歳以下の者の区分に応じ、初回接種（1、2回目接種）の完了から、次に掲げる接種間隔をおいて行うこと。

##### ア 医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等について

初回接種の完了から6か月以上の接種間隔をおいて<sup>64</sup>追加接種を行うこと。

##### イ その他の高齢者について

初回接種の完了から8か月以上の接種間隔をおいて追加接種を行うこと。ただし、令和4年2月以降は、初回接種の完了から7か月以上の接種間隔をおいて、また、同年3月以降は、初回接種の完了から6か月以上の接種間隔をおいて追加接種を行うこと。

なお、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から6か月以上経過しているその他の高齢者に対して、令和4年3月を待たず追加接種を行うことを検討すること。

また、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、上記にかかわらず、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種から6か月以上経過した者に対して追加接種を行うこと。

##### ウ その他の64歳以下の者について

初回接種の完了から8か月以上の接種間隔をおいて追加接種を行うこと。ただし、令和4年3月以降は、初回接種の完了から7か月以上の接種間隔をおいて追加接種を行

<sup>62</sup> 第2章2（2）アの（表1）に掲げる医療従事者等をいう。以下同じ。

<sup>63</sup> 第2章2（2）ウ（表3）に掲げる高齢者施設等の入所者及び従事者、通所サービス事業所（同エに掲げる事業所等のうち通所によるサービスを提供するものをいう。）の利用者及び従事者並びに病院又は有床診療所の入院患者をいう。以下同じ。

<sup>64</sup> 「6か月以上の接種間隔をおいて」とは、2回目接種を行った日から6か月後の同日から追加接種可能であり（例1）、6か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から追加接種可能である（例2）という意味である。

（例1）8月1日に2回目接種をした場合⇒2月1日から追加接種可能

（例2）8月31日に2回目接種をした場合⇒3月1日から追加接種可能

うこと。

なお、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びにその他の高齢者への追加接種について一定の完了が見込まれた段階で、初回接種の完了から7か月以上経過している64歳以下の者に対して、令和4年3月を待たず追加接種を行うことを検討すること。

また、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、上記にかかわらず、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種から6か月以上経過した者に対して追加接種を行うこと。こうした枠組みの中で、自治体の判断により、地域における社会機能を維持するために必要な事業の従事者等に対して初回接種の完了から7か月の経過を待たずに追加接種を行うことも差し支えない。

月別の対象者ごとの接種間隔

対 象	令和3年12月～	令和4年2月	同年3月～
医療従事者等や 高齢者施設等の入所者等	6か月		
その他の高齢者	8か月	7か月 (前月より1か月短縮)	6か月 (前月より1か月短縮)
その他の64歳以下の者	8か月		7か月 (前月より1か月短縮)

※ ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、上記の表にかかわらず、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種から6か月以上経過した者に対して追加接種を行うこと。

#### (5) ワクチンの種類

初回接種（1、2回目接種）で使用したワクチンの種類にかかわらず、追加接種に用いる新型コロナワクチンは、現時点ではファイザー社及び武田／モデルナ社のものである。

## 2 事前準備

### (1) 予防接種実施計画等

市町村は新型コロナワクチンの追加接種を円滑に行うために必要な作業内容と手順、作業に必要な資源等を明確にするために、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種実施計画や要領等を必要に応じて更新する。

### (2) 追加接種の実施体制の確保

市町村は、住民（当該市町村に所在する医療機関等に勤務する医療従事者等を含む。）に対する追加接種の実施に当たって、市町村における実施体制並びに追加接種実施医療



機関及び接種会場を確保すること。追加接種の実施体制の確保に当たっては、本手引きの第3章2、3に準じ、1、2回目接種時の接種実績等を踏まえ、各市町村における追加接種の見込み数を試算する等、各市町村の実情に応じた必要な準備を進めること。

なお、見込み数の試算に当たっては、追加接種においても、職域（学校等を含む。）単位での接種実施も可能となることに留意すること。

都道府県は、複数市町村にまたがる調整事項が生じた場合には、必要に応じて、都道府県が助言を行い調整すること。市町村における新型コロナワクチンの円滑な接種に向けて、進捗管理等必要な協力を行うこと。また、1、2回目接種に引き続き、専門的相談体制を維持すること。

#### ア 医療従事者等の勤務先医療機関等での接種体制の確保

追加接種においては、医療機関等は、当該医療機関等の医療従事者等の意向を踏まえ、当該者に対し、当該者の住所地外であっても接種を行うことができる。そのため、都道府県と市町村とで連携し、管内の医療機関等に対して接種の実施意向の調査を行うとともに、接種の実施意向のある医療機関等に対して、集合契約への参加など必要な準備を促し、当該医療機関等における接種で必要となる量のワクチンの確保を行うこと。

なお、医療従事者等が勤務先医療機関等<sup>65</sup>で住所地外接種を受ける場合は市町村への住所地外接種届は要しない。

#### イ 高齢者施設等の入所者等への接種体制の確保

市町村は、1、2回目接種時と同様、都道府県の協力を得ながら、各市町村の衛生主管部局と介護保険部局及び障害保健福祉部局等とで連携し、高齢者施設等の入所者等への追加接種体制を確保すること（本手引き第3章3（5）参照）。なお、高齢者施設等の従事者が勤務先施設等で住所地外接種を受ける場合は、適宜施設所在市町村と施設とで調整した上で、市町村への住所地外接種届は要しないこととしても差し支えない。

#### ウ 職域接種に係る接種体制の確保

新型コロナワクチンの接種に関する地域の負担軽減を図るため、追加接種においても職域（学校等を含む。）単位での接種実施も可能とすること。原則として、1、2回目接種と同じ企業・大学等で接種を行うこととし、令和4年3月から開始することを予定している<sup>66</sup>。

<sup>65</sup> 複数の医療機関が共同で接種を行う場合や職能団体が接種を行う場合に会場となる勤務先以外の医療機関を含む。

<sup>66</sup> 詳細については、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の開始について」（令和3年11月17日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）等を参照すること。また、追加接種における職域接種に係る接種体制の確保に当たっては、下記URLも参照すること。

厚生労働省HP「職域接種に関するお知らせ」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_shokuiki.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_shokuiki.html)

【職域追加接種について】

・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する職域接種向け手引き」

・職域追加接種に関する企業向け説明会（令和3年11月26日開催）資料

職域追加接種企業向け説明会資料（厚生労働省・デジタル庁）、V-SYSについて（NEC資料） 等

### (3) 集合契約

追加接種に当たっての市町村と接種実施医療機関等との契約については、1、2回目接種と同様、原則として集合契約の形で契約を行うこととする。現在効力を有する新型コロナウイルス感染症の予防接種に係る委託契約（集合契約）について、時間外・休日加算の委託料の請求手続が変更になることから、当該契約書の変更契約を行う。なお、当該契約書第11条において、全国知事会と日本医師会の間で別段の意思表示がないときは、終期の翌日において向こう1か年契約の更新をしたものとみなすとされていることから、契約期間に係る変更契約の必要はない。

なお、既に市町村や医療機関が全国知事会や日本医師会等に契約締結の事務を委任している場合には、市町村や医療機関は新たに委任状を提出する手続等は不要である。

1、2回目接種時に集合契約に参加していなかった接種実施医療機関等が追加接種を実施する場合は、本手引き第3章4を参照して集合契約の手続を行うこと。

また、追加接種を含めた新型コロナワクチンの接種に係る費用は以下のとおりとし、全国統一とする。

費用	単価（税抜）
1回目接種費用	2,070円
2回目接種費用	2,070円
追加接種費用	2,070円
接種を実施できなかった場合の予診費用	1,540円
6歳未満の乳幼児加算額	660円
時間外に接種又は予診のみを実施した場合の加算	730円
休日に接種又は予診のみを実施した場合の加算	2,130円

### (4) 新型コロナワクチン等の流通

都道府県及び市町村は割り当てられた新型コロナワクチン等について、人口の概数、流行状況、新型コロナワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、本手引き第3章5に準じて新型コロナワクチン等の割当量の調整を行うこと。

### (5) 印刷物（接種券、予診票、案内等）の準備

#### ア 概要

市町村が、当該市町村における新型コロナワクチンの追加接種対象者に対し、接種実施医療機関等が当該市町村の接種対象者であること及び1、2回目接種が完了していることを確認できる接種券一体型予診票を発行し、追加接種の案内や、接種済証とともに対象者に送付すること。

シール紙の確保・印刷等に係る事務負担や委託事務を軽減する観点から、令和3年11


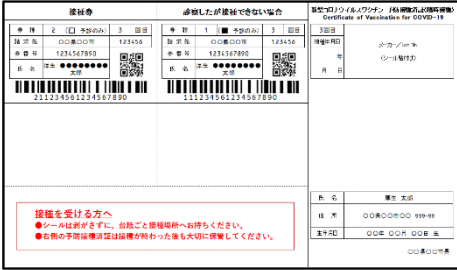
月 30 日までの 1、2 回目接種時の様式と異なり、接種券一体型予診票を使用することに留意すること。ただし、やむを得ない事情がある場合は、接種券（兼）接種済証の使用も認めることとする。

追加接種対象者が接種会場に接種済証を持参し忘れた場合や接種前に接種済証を紛失した場合は、接種実施医療機関等からは接種記録書を交付し、接種済証が必要な者については、後日、市町村に申請することで、接種済証（様式指定なし）の交付を受けることができるようにすること。また、接種後に接種済証を紛失した場合も、市町村に申請し、VRS 等で接種記録を確認することで再発行を受けることができるようにすること。

## イ 様式（接種券、予診票）

### （ア） 接種券

接種券については、以下の①又は②のいずれかのパターンで作成することとし、接種及び接種後の事務が円滑に行える様式とすること。

パターン①	パターン②
<p>1) 接種券一体型予診票【上質紙】</p>  <p>※実寸大の様式は様式 5-2-1 参照。</p> <p>2) 接種済証【上質紙】</p>	<p>1) 接種券(兼)接種済証【シール素材】</p>  <p>接種を受ける方へ ●シールは紙がまき、台紙ごと接種場所へお持ちください。 ●右側の予診票様式は誤りがないようご注意ください。</p> <p>2) 予診票【上質紙又は複写式用紙】 左欄の様式と同様とするが、 右上の接種券欄は上記の「接種券」を貼り付けるため空欄とする。</p>

### ① 予診票の様式

予診票は、以下の仕様とする。

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること
紙質	パターン①の場合は、上質紙 55～70Kg ベースとすること パターン②の場合は、上質紙又は複写式用紙とすることとし、欄外の(※)を参照すること
その他	パターン①の場合は、原則として、住所、氏名、生年月日、性別、接種履歴欄に、被接種者の情報を印字すること

	パターン②の場合は、接種券の貼付け枠を設けること (縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm の接種券の収まるサイズ)
--	--

厚生労働省のホームページから予診票をダウンロードして印刷する際は、印刷画面で「カスタム倍率」を選択し、倍率を 100%として印刷を行うこと。

※パターン①の場合、複写式用紙は、国保連における請求支払事務に当たり、OCR で読み込めない等の支障が生じる可能性があるため、原則使用しないこと。特段の理由があり、複写式用紙により作成する場合は、以下の 2 点を遵守し、上記のパターン②の様式で作成すること。

(i) 1 枚目の紙厚は、ノーカーボン紙(感圧紙) N 6 0 (コピー用紙と同等、0.08mm、55～70Kg ベース) とすること。

(ii) 記載事項の明瞭さを考慮して、1 枚目を国保連提出用とすること。

※予診票に色紙を使用したり、接種券の一部を着色したりする場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

## ② 接種券の様式

### 接種券の様式

項目	仕様
サイズ	接種券 1 枚当たり：縦 33.0～35.0mm×横 63.0mm
紙質	(パターン②の場合) 上質紙 52～55Kg ベース
糊加工	(パターン②の場合) 普通粘着以上の糊
必要枚数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3 回目の接種のみを想定するため計 1 枚</li> <li>・ (パターン②の場合) 「予診のみ」の場合に利用する券を計 1 枚</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ OCR の読取りに影響のない用紙であること</li> <li>・ (パターン②の場合) 接種券は台紙から剥がしやすいようミシン目を入れるなどの加工をすること</li> </ul>

※(パターン②の場合) 上記の仕様を満たす場合、市販の宛名シールを利用することは差し支えない。

※接種券の一部を着色する場合等においては、当該加工が国保連の請求支払事務に影響を与える可能性があることから、適宜国保連と事前調整すること。

接種券の印字内容

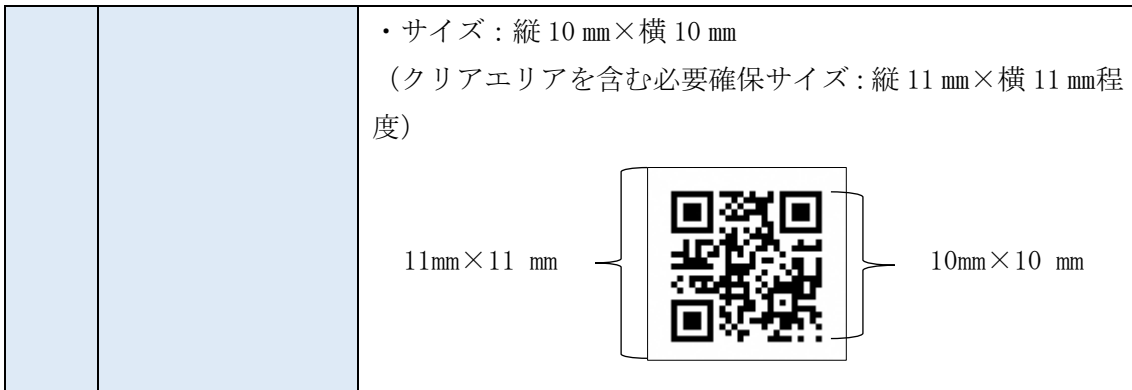
No	印字項目	備考
1	券種	「2」とし、破線で区切り「(□予診のみ)」と印字すること
2	接種回数	「3回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること
3	請求先	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村名（都道府県名＋市町村名）</li> <li>・市町村 No（総務省全国地方公共団体コード6桁）</li> </ul> ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい ※掲載 URL <a href="https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html">https://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html</a>
4	券番号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・算用数字 10 桁（固定値・前ゼロ詰め）</li> <li>・市町村において一意となる管理番号とすること</li> </ul>
5	被接種者氏名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・20 文字</li> </ul> ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用 バーコード (任意記載事項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村システム入力支援用</li> <li>・NW-7 規格</li> <li>・サイズ：縦 5.6mm×横 37.21mm 程度</li> </ul> VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保連システム入力支援用</li> <li>・券種（1 桁）＋回数（1 桁）＋市町村コード(6 桁)＋券番号(10 桁・固定値)</li> </ul> ※バーコードとの間に 2mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約 1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された野線を設けないこと
8	二次元コード	<ul style="list-style-type: none"> <li>・VRS の入力支援用</li> <li>・モデル 2 の二次元コードとすること</li> <li>・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること</li> <li>・サイズ：縦 10 mm×横 10 mm</li> </ul> (クリアエリアを含む必要確保サイズ：縦 11 mm×11 mm程度) <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <p>11mm×11 mm      10mm×10 mm</p> </div>

※数字部分の文字フォントとサイズ：OCR B 9pt

- ※枠内の文字の上下と罫線の間には 1mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。
- ※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連及び医療機関等でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。
- ※パターン①の場合は、パターン②のシール貼付位置と同じ位置になるよう、枠の左上に寄せて接種券を印字すること。

接種券（予診のみ）の印字内容：パターン②の場合

No	印字項目	備考
1	券種	「1」とし、破線で区切り「(■予診のみ)」と印字すること ※マーキング欄は、予め黒塗りした状態とすること
2	予診回数	「3回目」とし、数字と文字の間を破線で区切ること
3	請求先	・市町村名（都道府県名＋市町村名） ・市町村 No（総務省全国地方公共団体コード 6 桁） ※請求支払事務に支障を来すことのないよう、誤りに留意されたい。 ※掲載 URL <a href="https://www.soumu.go.jp/denshi/jiti/code.html">https://www.soumu.go.jp/denshi/jiti/code.html</a>
4	券番号	・算用数字 10 桁（固定値・前ゼロ詰め） ・市町村において一意となる管理番号とすること
5	被接種者氏名	・20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
6	被接種情報登録用 バーコード (任意記載事項)	・市町村システム入力支援用 ・NW-7 規格 ・サイズ：縦 5.6mm×横 37.21mm 程度 VRS 用の 18 桁に対応する場合は、この限りではない
7	OCR ライン	・国保連システム入力支援用 ・券種（1 桁）＋回数（1 桁）＋市町村コード（6 桁）＋券番号（10 桁・固定値） ※バーコードとの間に 2mm 程度の間隔を設けること ※OCR ラインの下へ約 1mm 以上の余白を設けること ※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと
8	二次元コード	・VRS の入力支援用 ・モデル 2 の二次元コードとすること ・OCR ラインの 18 桁の情報を印字すること



※数字部分の文字フォントとサイズ：OCR-B 9pt

※枠内の文字の上下と罫線の上に 1 mm 程度の間隔を設け、文字と罫線に隙間があること。

※「請求先」市町村 No 及び「OCR ライン」については、国保連でのタブレットを用いた接種券読み取りに使用するため、誤りの無いよう留意すること。

(参考) 接種券、接種券 (予診のみ) 及び接種済証の印刷レイアウト

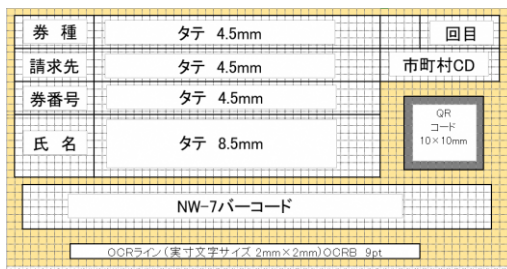
(パターン①) 右上の接種券様式)

券種	2 ( <input type="checkbox"/> 予診のみ )	3	回目
請求先	〇〇県〇〇市		123456
券番号	1234567890		
氏名	厚生 ●●●●●●●● 太郎		

231234561234567890

※接種券の大外枠へ黒色など着色された罫線を設けないこと。

(参考) 寸法図









(イ) 接種済証

接種済証の様式：パターン①の場合

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※宛名送付台紙と兼ねる様式とすること（任意）
紙質	上質紙 55～70Kg ベース
必要枚数	下表（接種済証の印字内容）の情報を記載する接種済証を1枚

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、様式のサイズ、紙質等は適宜変更して差し支えない。

(参考) パターン①の場合の様式イメージ：様式 5-2-2

※自治体において必要と判断する場合は、上記のイメージのとおり、台紙の余白に1、2回目接種の記録など、任意の記載事項を印字することも考えられる。

※1、2回目接種の記録を印字する場合は、1、2回目接種について、接種回数、接種年月日及びメーカー/Lot No.を印字することで、本様式を1～3回目の接種済証とすることが可能である。なお、その際は、以下の点に留意すること。

- ・ 接種の事実は市町村長が証明するものであることから、各項目の内容は市町村がプレプリントすること。
- ・ 当該市町村において1、2回目接種の記録を確認できない場合は、該当の記載欄に「\*」等を印字するなど、市町村以外の者による手書き記入ができない運用とすること。
- ・ 「\*」等を印字する場合は、1、2回目接種の履歴が存在しないものとの誤解を生ま

ないよう、欄外に「\*が印字された部分の記録については、別途、当該接種の実施者から発行された接種済証、接種記録書、接種証明書等によって証明されます」といった注意書きを記載することが考えられること。

- ・ 必要な記載事項が網羅されていれば、レイアウトは適宜変更することが可能であること。

#### 接種済証の様式：パターン②の場合

項目	仕様
サイズ	縦 99.0～105.0mm×横 63.0mm ※タイトル部分は除く
紙質	上質紙 52～55Kg ベース
糊加工	普通粘着以上の糊
必要枚数	下表（接種済証の印字内容）の情報を記載する接種済証を 1 枚
その他	最上部の表題、3 回目記載欄及び被接種者等情報欄はそれぞれ切り離すことができないようにすること（ミシン目は不要）

※下記の「接種済証の印字内容」が網羅されていれば、接種済証部分のレイアウトは適宜変更して差し支えない。

#### 接種済証の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	3 回目 → 計 1 枚
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー／Lot No.	医療機関等でワクチンシール（Lot No）を貼付するため、記入領域を設けること
4	被接種者氏名	20 文字 ※判読可能な範囲で文字数を増やすことや、文字のフォントを変更することは差し支えない
5	被接種者住所	住民票に記載されている住所を印字すること
6	被接種者生年月日	被接種者の生年月日を印字すること
7	首長名	「都道府県名＋市町村長名」を記載（首長の個人名は印字しないことも可能）

#### （ウ） 接種記録書

##### 接種記録書の様式

項目	仕様
サイズ	A4 サイズ ※全国統一の標準的な様式を用いること

その他	・氏名、住所、生年月日、券番号は被接種者本人に手書きで記載させること
-----	------------------------------------

※氏名等の偽装等の防止のため、発行時に、氏名等の記載を接種券等と照合すること。

(参考) 接種記録書のイメージ：様式 3-6-3

**新型コロナワクチン接種記録書**  
Record of Vaccination for COVID-19

接種回数					
接種年月日	メーカー(Lot No.)	氏名 : _____			
年	(シール貼付)	住所 : _____			
月		生年月日: _____年 ____月 ____日			
日		接種券番号: _____			
接種会場					


**新型コロナワクチンの接種を受けた方へ**

○ この接種記録書は、市町村が発行する接種済証ではありません。  
○ 市町村が発行する接種済証が必要な場合は、住民票がある市町村にお問い合わせください。(発行まで時間を要する場合があります。)

**新型コロナワクチンに関する相談先**

○ ワクチン接種後に、健康に異常があるとき  
➡ ワクチンの接種を受けた医療機関・かかりつけ医・市町村の相談窓口  
○ 予防接種による健康被害についての補償(救済)に関する相談  
➡ 市町村の予防接種担当部門

新型コロナワクチンの詳しい情報については、厚生労働省ホームページをご覧ください。右のQRコードからアクセスできます。



※「新型コロナワクチンの接種を受けた方へ」の記載内容については、適宜変更して差し支えない。

接種記録書の印字内容

No	印字項目	備考
1	接種回数	3回目
2	接種年月日	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
3	メーカー / Lot No.	医療機関等で記入及びワクチンシール (Lot No.) を貼付するため、記入領域を設けること
4	接種会場	医療機関等で記入するため、記入領域を設けること
5	被接種者氏名	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
6	被接種者住所	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること
7	被接種者生年月日	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領

		域を設けること
8	券番号	接種会場で被接種者が手書きで記入するため、記入領域を設けること

#### ウ 接種対象者の抽出並びに接種券等の印刷及び封入封緘について

接種券等については、2回目接種が終了し、一定期間経過した対象者を VRS 又は予防接種台帳から抽出し、順次送付する。抽出に当たっては、第5章1(4)の対象者ごとの接種間隔を確認し、それぞれの接種間隔が経過した際に接種を開始できるよう、対象者を抽出すること。

2回目接種から一定期間経過した対象者に順に送付することから、一定期間ごとにデータ抽出の基準日を設定し、段階的に接種券等の印刷等を行うこととする。

一方、地域の実情に応じて、複数の期間の印刷をまとめて行って差し支えない。接種券等を一定期間保管する必要がある場合は、鍵付きの倉庫等に保管することとし、個人情報等の紛失等が起こらないように留意するとともに、高温多湿の環境に保存せず、冷暗所に保存すること。

また、他市町村で2回接種した後に転入した者については、当該者の転入先市町村において VRS 又は予防接種台帳で接種記録が確認できない場合があり、当該者は接種券発行申請が必要となることから、接種券発行申請の必要性について広報することとしている(詳細は、2(6)、3(4)イを参照すること)。こうした対応に加え、VRS による他自治体への接種記録照会について特定個人情報(個人番号)の提供に係る本人の同意がなくても可能となること<sup>67</sup>に伴い、例えば、住民基本台帳や住民基本台帳ネットワークシステム等から抽出した転入者の接種記録を VRS で確認の上、当該者に対して申請を待たずに接種券を送付することも可能となる。

#### エ 発送について

接種券等については、2回目接種から一定期間経過した複数の対象者に対して、一定期間ごとにまとめて発送することとする。発送に当たっては、郵便事業者等と持ち込み日時等について事前に調整を行うこと。なお、発送頻度は各自治体における接種対象者の人数や接種体制に応じて調整いただいて差し支えない。

データ抽出の基準日から発送を行うまでの間に住民基本台帳から削除された者について、各自治体において、可能な範囲で抜き取り処理を行うこと。

発送を行った後に郵便物が宛先不明等の理由で返戻となった場合に、市町村におい

<sup>67</sup> 「「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」への同意について(依頼)」(令和3年12月3日内閣官房副長官補室、デジタル庁国民向けサービスG(VRS担当)、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)、「VRSにおける同意機能の実装と転入処理での他自治体への接種記録照会の運用変更について」(令和3年12月14日デジタル庁国民向けサービスG(VRS担当)事務連絡)、「ワクチン接種記録システムにおける他自治体への接種記録照会の運用変更を踏まえた転入者への接種券の送付について」(令和3年12月16日デジタル庁デジタル社会共通機能G(マイナンバー担当)、デジタル庁国民向けサービスG(VRS担当)、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)

て調査を行い再度発送する必要はない。

発送物の一覧は以下のとおり。

通知物	仕様
【送付物】	<p>・封筒</p> <p>原則として、以下の仕様とする。ただし、既存の封筒で対応する場合は、仕様は問わない。</p> <p>仕様：235mm×120mm(長形3号)、内込、窓付き、アラビアインサータ</p> <p>使用材料：晒クラフト 80g 又は 70g</p> <p>印刷：裏表面2色、内面1色</p> <p>窓仕様：1つ窓、セロファン素材</p> <p>・同封物</p> <p>1) (接種券の様式を5(1)のパターン①とする場合)</p> <p>以下のア、イ各1枚</p> <p>ア 接種券一体型予診票</p> <p>イ 接種済証(宛名送付状を一体とすることも可。)</p> <p>(接種券の様式を5(2)のパターン②とする場合)</p> <p>以下のア～エが一体となった送付用紙1枚</p> <p>※ <u>三つ折りもしくは、接種券の仕様およびサイズを保った様式で印刷・封入すること。</u></p> <p>ア 宛名送付状</p> <p>イ 予防接種券1回分</p> <p>ウ 予診のみ券1回分</p> <p>エ 予防接種済証</p> <p>2) 事業案内1枚 <u>※厚生労働省 参考様式(A4版)</u></p> <p>※ 配達完了までに第三者が内容を閲覧できない状態とすること (記載内容が透けないよう配慮すること。)</p> <p>※ 厚生労働省 参考様式はパワーポイントの様式で提供しており、市町村において適宜加工して差し支えない。</p> <p>※ このほか必要に応じ、市町村からの案内を若干枚同封することは差し支えない。</p>

※ 接種の対象者が成年被後見人や被保佐人、被補助人(以下「成年被後見人等」という。)で、本人による接種券の受け取りが困難な場合は、接種券の送付先を成年後見人や保佐人、補助人、任意後見人(以下「成年後見人等」という。)に設定することが可能である。送付先変更の依頼が成年後見人等からあった際は、成年後見登記制度に基づく登記

事項証明書（の写し）等により、成年後見人等と接種の対象者との関係、成年後見人等の送付先住所の確認を行うことが望ましい。

また、現状、成年被後見人等に対する各種通知文書を成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合は、関係部局で連携の上、接種券についても同様に成年後見人等に送付することを検討すること。

なお、接種券等の印刷等、令和3年12月に追加接種の対象となる者に係るスケジュールの例は以下のとおり。

追加接種の開始は令和3年12月1日であることから、少なくとも同年12月に追加接種の対象となる者（同年3月又は4月中に2回目の接種が完了した者）については、同年11月22日（月）目途で接種券が届くよう準備を進める必要がある。このため、同年11月中旬には当該者の接種券等を発送することができるように、印刷、封入封緘の作業を順次進めること。この際、早急に準備を進める観点から、まずは同年12月に接種を行う分に限って、先行して印刷等を行う方法が考えられる（市町村の判断で令和4年1月分も含めて印刷等を行うことは差し支えない。）。

図 12 12月に追加接種の対象となる者への接種券発送スケジュール（イメージ）

想定スケジュール	R3,10	R3,11	R3,12
VRS等からの対象者抽出	対象者の抽出		
印刷（封入・封緘・抜き取りを含む）		印刷、封入・封緘、抜き取り	
郵送		郵送	
接種			接種

また、追加接種の接種間隔については、下記の表のとおりであるが、医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等並びに一般高齢者については初回接種の完了から6か月が経過した段階で接種を受けることができるよう、また、その他の一般の者については、ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合には、初回接種の完了から6か月を経過した段階で接種することができることも踏まえ、接種対象者が予約に要する期間も十分に考慮した上で、早期に接種券を発送すること。

### 月別の対象者ごとの接種間隔（再掲）

対 象	令和3年12月～	令和4年2月	同年3月～
医療従事者等や 高齢者施設等の入所者等	6か月		
その他の高齢者	8か月	7か月 (前月より1か月短縮)	6か月 (前月より1か月短縮)
その他の64歳以下の者	8か月		7か月 (前月より1か月短縮)

※ ワクチンの量や接種体制等に余力がある場合、上記の表にかかわらず、ワクチンの有効活用等の観点から最大限活用して、順次、初回接種から6か月以上経過した者に対して追加接種を行うこと。

#### オ 予診票の配布

パターン②（接種券（兼）接種済証）の場合、市町村が印刷を行い、医療機関等へ配布するか、対象者個人への送付が可能な場合については、市町村から接種券の送付と同時に対象者に予診票を送付することとする。パターン①（接種券一体型予診票）の場合、接種券と予診票が一体となっていることから、予診票については個人に送付する。いずれのパターンにおいても、住所地外接種により、予診票が配布されていない他市町村の対象者やパターン②の接種券を持参する対象者が接種を受けに来る可能性があることから、事前に予診票を管内医療機関等へ配布しておくことが望ましい。

配布に当たっては、事前に医療関係団体等と協議を行い、配布方法や医療機関において予診票の在庫が少なくなった場合の対応について決定し周知しておくこと。

#### (6) 住民への情報提供

市町村及び都道府県は、広報誌、ホームページ、電話相談等により、住民が適切に追加接種に係る情報を得ることができるように、本手引き第3章3に準じて情報提供体制を整備すること。

接種券が発行されなかった者については、原則住民票所在地の市町村に接種券発行申請を行う必要があることから、当該者が申請の必要性を認識できるよう、十分な広報を行うこと。詳細については、3（4）イを参照すること。

#### (7) 費用請求支払

住民票所在地の医療機関等で接種を行った分の請求支払については、1、2回目接種時と同様に医療機関等が直接市町村へ請求するものとする。また、住民票所在地以外の医療機関等で接種を行った分の請求支払についても同様に、国保連及び国民健康保険中央会を代行機関とすることとする。



### 3 追加接種の流れ

#### (1) 対象者への周知・啓発

本手引き第4章1に準じて、新型コロナワクチン追加接種対象者への周知・啓発を行うこと。

#### (2) 追加接種用の新型コロナワクチン等の流通

追加接種用の新型コロナワクチン等の流通については、本手引き第4章2に準じること。

#### (3) 接種を実施する際の注意点

接種を実施する際の注意点については、下記の項目を除き、1、2回目接種時と同様であるため、本手引き第4章3を参照すること。

##### ア 接種券が届いていない追加接種対象者に対して接種を実施する場合の例外的取扱い

接種券は、接種実施医療機関等が接種対象者であることを確認する上で必要なものであることから、接種券が届かない追加接種対象者からの接種希望があった場合にも、まずは市町村への接種券発行申請を促すなど、引き続き、接種券を活用した接種実施を原則とすること。

ただし、ワクチン接種の予約に突然のキャンセルがあり、準備していたワクチンの廃棄を防ぐために、急遽接種を希望する者を募って接種を行う場合や、勤務先の医療機関で追加接種を受ける医療従事者や職域で追加接種を受ける者について、接種券発行の手续が間に合わず、接種日前に接種券が届かなかった場合等、市町村からの接種券発行を待つことが必ずしも適当ではない場合においては、例外的な対応として、接種券が届いていない追加接種対象者に対して追加接種を実施することも可能とする。この場合の事務運用については、「例外的な取扱いとして接種券が届いていない追加接種対象者に対して新型コロナワクチン追加接種を実施する際の事務運用について」

(令和3年11月26日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)を参照すること。

#### (4) 市町村に対する申請

##### ア やむを得ない理由がある場合の住民票所在地以外での接種

住民票所在地以外で接種を受けることができる場合及びその場合の対応については、追加接種も同様であることから、第4章4(1)を参照すること。



## イ 追加接種用の接種券の発行（再発行）申請について

### (ア) 概要

他市町村で2回接種した後に転入したこと等により、当該市町村において VRS や予防接種台帳に接種記録が確認できない場合、当該被接種者には、接種券が発行されないことが考えられる。また、何らかの事情により、接種券を紛失、滅失、破損等することも考えられる。

このため、接種券が発行されなかった者、紛失等した者に対して原則住民票所在地の市町村が接種券の発行（再発行を含む。以下同じ。）を行う。市町村は、転入者等が申請の必要性を認識できるよう、接種券発送スケジュール等について予め周知すること。申請を受けた市町村は、転入者等からの申請内容に基づき、接種券を発行すること。この際、1、2回目接種時の接種券再発行手続と同様、必要に応じて、接種済証や接種記録書、VRS 等から当該者の接種状況を確認すること。なお、当該接種状況の確認に当たって、VRS による他自治体への接種記録照会は、特定個人情報（個人番号）の提供に係る本人の同意がなくても可能としている<sup>68</sup>。

### (イ) 接種券の発行申請が必要な場合

接種券の発行申請が必要な場合としては、以下の場合が想定される。

- ・ 他市町村で2回目接種をした後に転居した場合
- ・ 国内で2回接種を終えているが VRS の登録誤り等により接種記録が確認できない場合
- ・ 接種券を紛失、滅失、破損等した場合
- ・ 接種券の発送後に住民票所在地が変更となった場合
- ・ 予診のみで追加接種用の接種券一体型予診票等を使用した場合
- ・ 海外で2回接種した場合（ただし、ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチンを接種している場合に限る。）
- ・ 海外での接種と国内での接種を組み合わせる2回接種した場合（ただし、ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチンを接種している場合に限る。）
- ・ 海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業で2回接種した場合（ただし、ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチンを接種している場合に限る。）

<sup>68</sup> 「「ワクチン接種記録システムの利用に関する確認事項」への同意について（依頼）」（令和3年12月3日内閣官房副長官補室、デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）、「VRSにおける同意機能の実装と転入処理での他自治体への接種記録照会の運用変更について」（令和3年12月14日デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）事務連絡）、「ワクチン接種記録システムにおける他自治体への接種記録照会の運用変更を踏まえた転入者への接種券の送付について」（令和3年12月16日デジタル庁デジタル社会共通機能G（マイナンバー担当）、デジタル庁国民向けサービスG（VRS担当）、厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）

- ・ 在日米軍従業員接種で2回接種した場合（ただし、ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチンを接種している場合に限る。）
- ・ 製薬メーカーの治験等において2回接種した場合（ただし、ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチンを接種している場合に限る。）
- ・ その他接種券の発行が必要であると市町村長が認める場合

接種券の発行申請は原則住民票所在地の市町村に対して行うものとするが、住民票又は戸籍に登録のない等の事情があり、住民票所在地の市町村から接種券の発行を受けることができないやむを得ない事情がある者は、居住地の市町村に対して申請等を行い接種券の発行を受ける。

なお、本項目における「ファイザー社、武田／モデルナ社又はアストラゼネカ社の新型コロナワクチン」には、復星医薬（フォースン・ファーマ）／ビオンテック社製の「コミナティ」及びアストラゼネカ社から技術供与を受けてインド血清研究所が製造する「コビシールド（Covishield）」を含む。

#### （ウ） 接種券の発行申請の方法

上記（イ）の場合において、接種券の発行を希望する場合、原則住民票所在地の市町村に申請を行うこととする。郵送申請及び窓口申請においては、「接種券発行申請書（追加接種用）」（様式 5-3-1）を使用すること。具体的な申請方法や留意事項等は本手引き第4章4（2）ウを参考にすること。なお、1、2回目接種時と同様、厚労省 WEB サイトを用いた発行申請も可能とする予定である。

また、医療従事者等、接種日が勤務先の都合で決められている者もいることから、発行申請を受けたら可能な限り速やかに接種券を発行することが望ましい。

(接種券発行申請書(追加接種用)の参考様式)

<p>接種券発行申請書(新型コロナウイルス感染症)【追加接種(3回目接種)用】</p> <p>※2回目の接種を受けてから原則3か月以上経過していない方は、追加接種(3回目接種)用の接種券発行申請をすることができません。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p>〇〇市町村长宛</p> <p>申請者 氏名 _____</p> <p>住所 〒 _____</p> <p>電話番号 _____</p> <p>被接種者との続柄 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯員 <input type="checkbox"/> その他( ) _____</p> <p>※ 転入を理由に本申請を行う方は、転出元で発行された追加接種(3回目接種)用の接種券がお手元にある場合、その接種券は廃棄してください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">被接種者</td> <td style="width: 20%;"> <input type="checkbox"/> 申請者 上同じ             </td> <td style="width: 60%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 申請者 上同じ             </td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 申請者 上同じ             </td> <td>                 生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日             </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <input type="checkbox"/> 申請者 上同じ             </td> <td>                 送付先住所 _____             </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(裏面につづく)</p>		被接種者	<input type="checkbox"/> 申請者 上同じ			<input type="checkbox"/> 申請者 上同じ			<input type="checkbox"/> 申請者 上同じ	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日		<input type="checkbox"/> 申請者 上同じ	送付先住所 _____
被接種者	<input type="checkbox"/> 申請者 上同じ												
	<input type="checkbox"/> 申請者 上同じ												
	<input type="checkbox"/> 申請者 上同じ	生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日											
	<input type="checkbox"/> 申請者 上同じ	送付先住所 _____											
<p>申請理由</p> <p><input type="checkbox"/> 接種券が届かない <input type="checkbox"/> 接種券の紛失・破損 <input type="checkbox"/> 転入</p> <p><input type="checkbox"/> 届いた接種券は、接種に使わず医師との相談(予診)のみで使用した</p> <p><input type="checkbox"/> その他( ) _____</p>	<p>接種状況</p> <p>1回目</p> <p>①接種日: _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>②ワクチン種類: <input type="checkbox"/> ファイザー <input type="checkbox"/> 武田/モデルナ <input type="checkbox"/> アストラゼネカ</p> <p>③接種の方法(当てはまるものにチェック):</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村の会場や医療機関、職域会場での接種 (接種券を送ってきた市町村名: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的に: _____)</p> <p>※自衛隊や都道府県が設けた大規模接種会場で接種した方は「市町村の会場や医療機関、職域会場での接種」を選んでください。</p> <p>※再発行の方は記入不要です。</p> <p>2回目</p> <p>①接種日: _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>②ワクチン種類: <input type="checkbox"/> ファイザー <input type="checkbox"/> 武田/モデルナ <input type="checkbox"/> アストラゼネカ</p> <p>③接種の方法(当てはまるものにチェック):</p> <p><input type="checkbox"/> 市町村の会場や医療機関、職域会場での接種 (接種券を送ってきた市町村名: _____)</p> <p><input type="checkbox"/> その他(具体的に: _____)</p> <p>※自衛隊や都道府県が設けた大規模接種会場で接種した方は「市町村の会場や医療機関、職域会場での接種」を選んでください。</p> <p>※「接種の方法」の「その他」には以下の方法が当てはまります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外在留邦人等向け新型コロナワクチン接種事業での接種</li> <li>・在日米軍による接種</li> <li>・製薬メーカーによる治験等としての接種</li> <li>・海外での接種</li> <li>・上記の他、市町村の会場や医療機関、職域会場での接種に当てはまらない接種</li> </ul>												

※本様式は参考様式であり、必要に応じて変更して差し支えない。

(5) 費用請求支払事務

追加接種における費用請求支払事務は、令和3年12月1日以降の1、2回目接種の費用請求支払事務と同じであるから、本手引き第4章5(1)を参照すること。

(6) 追加支援策

本手引き第4章6の支援策について、令和3年12月以降も継続して行う。

(7) その他

追加接種における接種記録等、予防接種証明書、間違い接種、副反応疑い報告については、本手引き第4章8～11を参照すること。

## 第6章 救済

### 1 予防接種法に基づく健康被害救済

#### (1) 救済制度について

予防接種後の副反応による健康被害については、極めてまれではあるものの不可避免的に生じるものであることから、接種に係る過失の有無に関わらず迅速に救済することとしている。新型コロナワクチンの接種は、予防接種法附則第7条の規定に基づき、同法第6条第1項の予防接種として行われるものである。このことから、同法第15条の規定に基づき、市町村長は、新型コロナワクチンを接種したことにより健康被害が生じたと厚生労働大臣が認めた者について、救済給付を行う。また、救済給付に係る費用は、同法附則第7条第3項の規定により、国が負担する。

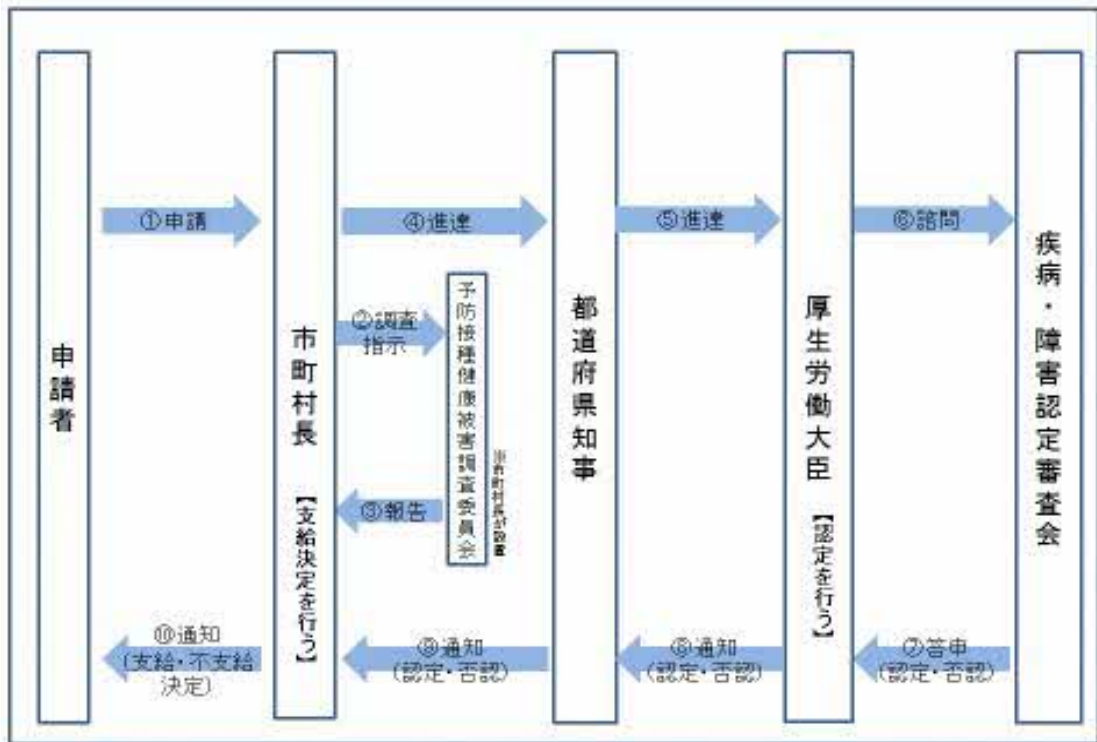
#### (2) 給付手続の流れ

請求者は、給付の種類に応じて必要な書類を揃えて市町村に請求する。請求を受理した市町村は、市町村長が設置する予防接種健康被害調査委員会において請求された事例について医学的な見地から調査を実施することとしているが、予防接種との因果関係が比較的明らかなアナフィラキシー等の即時型アレルギー（うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限る。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない。）の場合であって、様式 6-1-1 を用いる場合には予防接種健康被害調査委員会による調査を省略できる。また、予防接種健康被害調査委員会を複数市町村が合同で開催することや、都道府県が認める場合に予防接種健康被害調査委員会の開催を都道府県に委任することは差し支えない。

その後、市町村に提出された請求書類と予防接種健康被害調査委員会が調査した資料を、市町村は都道府県に進達し、都道府県は厚生労働省に進達する。厚生労働省（厚生労働大臣）は、進達された請求について、疾病・障害認定審査会に諮問し認否等についての答申を受け、都道府県を通じて市町村に通知する。

被接種者から救済給付の請求があった場合の流れは図 13 のとおり。

図 13 健康被害救済手続フロー



(3) 相談・請求窓口

予防接種後の健康被害に対する救済給付を請求する場合、被接種者は予防接種を実施した市町村に必要な書類を提出する。

実施した市町村とは、接種を行った医療機関等の所在地ではなく、接種時の住民票所在地の市町村である。やむを得ない事情があり、住民票所在地以外において接種を受けた場合においても請求窓口は接種時の住民票所在地の市町村となる。

なお、戸籍又は住民票に記載のない者その他の住民基本台帳に記録されていないやむを得ない事情があると市町村長が認めた者が接種を受けた場合は、当該市町村が相談・請求の窓口となる。

また、ワクチン接種後に転居等により住民票所在地が変更となった場合においても、給付が終了するまでは当該市町村が相談・請求窓口となる。

(4) 給付の種類

市町村長が行う給付の種類は以下のとおり。

給付の種類	請求者
医療費 及び医療手当	予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

障害児養育年金 ※介護加算	予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳未満の者を養育する者
障害年金 ※介護加算	予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者
死亡一時金	予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族
葬祭料	予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

※ 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付費負担金 補助率 10/10

## ア 医療費

### (ア) 請求者

予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者。

### (イ) 給付内容

予防接種を受けたことによる疾病について受けた、以下に掲げる医療。ただし、健康保険等の療養に要する費用の額の算定方法の例による医療に限る。よって、差額ベッド、薬の容器、文書代等の保険適用外のもの是对象外である。ただし、食事療養費標準負担額は給付の対象となる。(平成6年9月9日健医発第1023号「健康保険法等の一部を改正する法律等の施行等について」の取扱いのとおり)

なお、給付を受けることができる疾病名・期間等は認定を受けたものに限るため、それらに変更や追加があるときは改めて認定を受ける必要がある。

- 診療
- 薬剤又は治療材料の支給
- 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術
- 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 移送

### (ウ) 給付額

健康保険等による給付の額を除いた自己負担分。ただし、乳幼児医療費助成等の自治体の助成制度による給付があった場合はその額を除いた額とし、現に要した費用の額を超えることはできない。

特殊医療とは、免疫学的諸検査であって医療保険対象外の医療をいう。各検査の上限額は以下の通りである。

種類	具体的な内容	上限額
リンパ球(T細胞及びB細胞)サブポピュレーション測定	免疫担当細胞であるT細胞及びB細胞を分離同定するための検査であって、Eロゼットの検査、表面免疫グロブリンの検査及びEACロゼットの検査が含まれる。	10,000円
リンパ球機能検査	細胞性免疫に関与するリンパ球の刺激物質に対する反応性を測定するための検査である。	
リンパ球培養試験	リンパ球の幼若化を起こす物質を添加して培養を行い、リンパ球の機能障害を調べるものであってPHA(Phytohemagglutinin)、PWM(Poke weed mitogen)及びLPS(Lipopolysaccharide)に対する反応が含まれる。	10,000円
マクロファージ遊走阻止試験	感作されたリンパ球が抗原物質の存在下で産生するマクロファージ遊走阻止因子の測定によって細胞性免疫を検査するものである。	10,000円
免疫学的唾液検査	唾液について免疫に関与する因子(特に分泌型IgA)の検査を行うものであり蛋白分画測定、免疫電気泳動検査及び免疫グロブリン測定が含まれる。	10,000円
免疫学的血清検査	体液性免疫に関与する抗体及び補体を産生する細胞の検査である。	
抗A、抗Bその他の既存抗体の抗体価測定及び活動免疫能試験	既存抗体の検出及び抗原刺激による抗体価の測定によって抗体産生能の障害を調べるものであり、既存抗体として同種血球凝集素価(抗A及び抗B抗体)の測定及びフラゼリンポリマー等の負荷による活動免疫能の検査が含まれる。	15,000円
補体成分測定	免疫反応を強化する各種補体成分C1～C9の定量が含まれる。	25,000円
免疫学的白血球検査	生体の免疫機構において抗原情報の取込みに関与する白血球の機能を調べる検査であって白血球の抗原への遊走能(Chemotaxis Random mobility)貪食能(Phagocytosis)、細胞内殺菌能及びNBT還元検査が含まれる。	15,000円

・予防接種法施行令第十条第一項の医療に要した費用の額の算定方法(昭和52年04月28日厚生省告示第103号)

- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について（昭和 52 年 04 月 28 日衛発第 392 号）
- ・予防接種法施行令第四条第一項の医療に要した費用の額の算定方法の制定について（昭和 52 年 04 月 28 日衛情第 14 号）

## イ 医療手当

### (ア) 請求者

予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者。

### (イ) 給付内容

医療費の支給を受けている者に対し、入院・通院等に必要な諸経費として月単位で支給するもの。保険や助成金により医療費の請求額が無い場合でも医療を受診していれば請求することができる。

### (ウ) 給付額

予防接種法施行令第 11 条に定められている額。なお、医療手当は通院・入院した日の属する年月の額であることに留意すること。

(1 か月の間に) 通院	3 日未満の場合
	3 日以上の場合
入院	8 日未満の場合
	8 日以上の場合
入院と通院がある場合	日数にかかわらず

各日における通院・入院の日数であるため、同日に複数の医療機関にかかった場合は 1 日で計上すること。また、同日に通院・入院がある場合は入院のみ 1 日とすること。薬局での薬剤購入は日数に計上しない。

## ウ 障害児養育年金

### (ア) 請求者

予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある 18 歳未満の者を養育する者。

### (イ) 支給内容及び支給額

予防接種法施行令別表第 1 に定める 1 級、2 級の障害の状態により、予防接種法施行令第 12 条に定められた額。

なお、障害の状態に変化があり年金の額の変更を請求しようとする場合は、改めて認定を受ける必要がある。新たに他の等級に該当するとなった場合は、該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとする。



(ウ) 介護加算

予防接種法施行令・予防接種法施行規則に定める施設に入所・入院していない者を養育する者に介護加算額を加算する。加算額は1級、2級の障害の状態により定められた額。

(エ) 控除

特別児童扶養手当又は障害児福祉手当が支給されるときは、支給額及び介護加算の金額から各年に支給される特別児童扶養手当又は障害児福祉手当を控除する。複数支給されている場合は、その合計額を控除する。

(オ) 支給期間

支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

(カ) 支給日

年金の給付は、毎年1月、4月、7月、10月にそれぞれ前月分までを支払う。ただし、前支払期に支払うべきであった給付又は支給すべき事由が消滅した場合は、支給月でない月であっても支払うものとする。

エ 障害年金

(ア) 請求者

予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある18歳以上の者。なお、障害児養育年金の支給を受けている者が18歳になった場合、自動的に障害年金に移行するものではなく、改めて障害年金の認定を受ける必要がある。

(イ) 支給内容及び支給額

予防接種法施行令別表2に定める1級、2級、3級の障害の状態により、予防接種法施行令第13条により定められた額。

なお、障害の状態に変化があり年金の額の変更を請求しようとする場合は、改めて認定を受ける必要がある。新たに他の等級に該当するとなった場合は、該当するに至った等級に応ずる額を支給するものとする。

(ウ) 介護加算

予防接種法施行令及び予防接種法施行規則に定める施設に入所・入院していない者を養育する者に介護加算額を加算する。加算額は1級、2級の障害の状態により定められた額。

(エ) 控除

特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当が支給される時、福祉手当が支給される時、又は障害基礎年金が支給される時は、支給額及び介護加算の金額から各年に支給される特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障

害者手当の額若しくは福祉手当の額又は障害基礎年金の額の 100 分の 40 に相当する額を控除する。複数を支給されている場合は、その合計額を控除する。

なお、端数の取り扱いについては、「予防接種法に基づく障害年金支給に係る端数の取扱いについて」（平成 28 年 7 月 6 日健健発 0706 第 1 号）を参照のこと。

(オ) 支給期間

支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月から始め、支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。介護加算の支給期間、控除すべき手当等の控除期間についても同様である。

(カ) 支給日

年金の給付は、毎年 1 月、4 月、7 月、10 月にそれぞれ前月分までを支払う。ただし、前支払期に支払うべきであった給付又は支給すべき事由が消滅した場合は、支給月でない月であっても支払うものとする。

オ 死亡一時金

(ア) 請求者及び順位

予防接種を受けたことにより死亡した者の、配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順。

ただし、配偶者以外の者にあつては、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていた者に限る。

同順位の遺族が 2 人以上ある場合は、その人数で除して得た額とする。

(イ) 支給額

予防接種法施行令第 17 条に定められた額。なお、死亡一時金は死亡した日の属する年度の額であることに留意すること。

障害年金の支給を受けたことがあるときは、死亡一時金の額に、障害年金の支給を受けた期間に応じて政令に掲げられた率を乗じて得た額とする。

障害年金の支給を受けた期間	率
一年未満	〇・九八
一年以上三年未満	〇・八九
三年以上五年未満	〇・七八
五年以上七年未満	〇・六七
七年以上九年未満	〇・五六
九年以上十一年未満	〇・四四
十一年以上十三年未満	〇・三三

十三年以上十五年未満	〇・二二
十五年以上十七年未満	〇・一〇
十七年以上	〇・〇五

#### カ 葬祭料

##### (ア) 請求者

予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者。

##### (イ) 支給額

予防接種法施行令第 18 条に定められた額。

なお、葬祭料は死亡した日の属する年度の額であることに留意すること。

#### キ 未支給の給付

給付を受けることができる者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給していなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹の順で、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものに支給する。

未支給の給付を受けることができる同順位者が 2 人以上あるときは、その全額をその 1 人に支給することができるものとし、この場合において、その 1 人にした支給は、全員に対してしたものとみなす。

#### (5) 請求に必要な書類

救済給付の請求に必要な書類については、給付の種類毎に異なることから、請求を受け付ける際には、必要な書類の確認に留意すること。書類の不備がある場合、厚生労働省から書類の修正等の依頼をすることになり、諮問までに時間がかかることになるので、不備の無いように進達前に十分な確認を行うこと。

請求書の様式は「予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律の一部を改正する法律の一部等の施行について」（昭和 52 年 3 月 7 日衛発第 186 号厚生省公衆衛生局長通知）に定められている。また、給付の種類、請求書の様式、給付額については、厚労省 HP に掲載されている。

市町村長は、厚生労働大臣宛の進達文書・都道府県知事宛の進達文書に以下の書類を添えて厚生労働大臣に認定進達を行う。進達にあたって、各請求書の個人番号欄に記載がある場合は、黒塗りを行う等して、個人番号が特定できないようにすること。

### 必要な書類

●請求者が用意、▲厚労省への進達は不要、○自治体が用意

	医療費 医療手当	障害児 養育年金	障害年金	障害(児養育) 年金額変更	死亡一時金 +葬祭料
請求書	●※3	●	●	●	●
受診証明書	●※4				
領収書等	▲※5				
診断書 (別紙9)		●	●※7	●	
死亡診断書、 死体検案書等					●
埋葬許可証等					●※12
接種済証、 母子手帳等	●※1	●※1	●※1		●※1
診療録等	●※6	●※8	●※8	●※9	●※13
住民票		▲※10			▲※14
戸籍謄本、 保険証等		▲※11			▲※15
その他					▲※16 請求者が死亡した者と 内縁関係にあった場合
予診票	○	○	○		○
副反応疑い 報告書	○※2	○※2	○※2		○※2
被接種者 経過概要	○	○	○	○	○
調査委員会 報告書及び 議事録	○	○	○	○	○

※同時請求の場合、重複する書類は省略可能

※厚労省への提出書類は全て写しで可

#### ～医療費・医療手当に必要な診療録等について～

アナフィラキシー等の即時型アレルギー（うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限る。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含まない。）に係る医療費・医療手当の請求については、診療録等を医師が記載した別に示す様式6-1-1に変えることができる。また、この様式を使用した場合は、市町村の判断において被接種者経過概要、予防接種健康被害調査委員会を省略（市町村が調査会の助言なしに必要な資料を収集して進達する。）することができることとする。

<p>共通</p>	<p>※1.接種済証又は母子手帳等の受けた予防接種の種類及びその年月日を証する書類          ※2.副反応疑い報告書（提出があった場合のみ）</p>
<p>医療費 医療手当</p>	<p>※3.医療費・医療手当請求書          通院・入院日数の欄が足りない場合は、任意で別紙を作成することも可          ※4.医療機関又は薬局等で作成された受診証明書          ※5.領収書等の医療費を自己負担した金額がわかるもの          ※6.疾病の発病年月日及びその症状を証する医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）。ただし、アナフィラキシー等の即時型アレルギー（うち、接種後4時間以内に発症し、接種日を含め7日以内に治癒・終診したものに限り。また、症状が接種前から継続している場合や、ワクチン接種以外の原因によると記載医が判断した場合は含めない。）に係る請求については様式6-1-1に変えることができる</p>
<p>障害児養育年金 障害年金 年金額変更</p>	<p>※7.障害児養育年金の給付を受けている方が障害年金の申請を行う場合は18歳の誕生日以降に作成された診断書であること          ※8.障害児・者が予防接種法施行令別表第1、第2に定める障害の状態に該当するに至った年月日及び予防接種を受けたことにより障害の状態となったことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）          ※9.施行令別表1,2に定める他の等級に該当するに至った年月日を証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）          ※10.障害児の属する世帯全員の住民票の写し          ※11.戸籍謄本（抄本）、保険証等の障害児を養育することを明らかにすることができる書類</p>
<p>死亡一時金 葬祭料</p>	<p>※12.埋葬許可証等の請求者が死亡した者について葬祭を行う者であることを明らかにすることができる埋葬許可証等の書類          ※13.予防接種をうけたことにより死亡したことを証明することができる医師の作成した診療録（サマリー、検査結果報告、写真等を含む）          ※14.請求者が配偶者以外の場合は、死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを明らかにすることができる住民票等の書類          (1)死亡者と請求者が同一世帯の場合</p>

	<p>請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票</p> <p>(2)死亡者と請求者が同一世帯でない場合</p> <p>① 請求者世帯の世帯住民票と健康被害者の除票</p> <p>② 生計を同一にしていたことを証明する民生委員等の第三者による証明書</p> <p>ただし、以下のものを提出した場合には②を省略できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡者と請求者が健康保険等の扶養の関係であったことが分かる書類（健康保険証等の写し 等）</li> <li>・死亡者か請求者が所得税法上の控除対象扶養親族であったことが分かる書類（源泉徴収票、課税台帳等の写し 等）</li> <li>・生活費の一部負担していたことを裏付けることができる書類（生活費、学費、療養費の送金を証明する預金通帳、振込明細書、現金書留封筒等の写し 等）</li> </ul> <p>※15.請求者と死亡した者との身分関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本等</p> <p>※16.請求者が死亡した者と内縁関係にあった場合は、その事実に関する当事者双方の父母、その他尊属、媒酌人若しくは、民生委員等の証明書又は内縁関係にあったと認められる通信書その他の書面</p>
--	--

(6) 予防接種健康被害調査委員会による調査

市町村が設置する予防接種健康被害調査委員会では、予防接種と健康被害の状況を医学的立場から判断する資料をできるだけ正確に早く収集することや、必要と考えられる場合の特殊な検査等の実施の助言を行う。なお、この委員会は予防接種についての専門の医師、保健所長、地域の医師会の代表や市町村の代表等により構成されている。

なお、新型コロナウイルスの健康被害救済給付請求を調査する委員会の開催に係る経費は全額補助金で賄われる。

(7) 審査会による審査、認定通知

ア 諮問・答申及び認定通知

厚生労働省（厚生労働大臣）は、進達された申請について、疾病・障害認定審査会に諮問し認否等についての答申を受け、都道府県を通じて市町村に通知する。市町村は受領した通知をもとに申請者へ支給（不支給）の通知をする。

## 第7章 ワクチン各論

新型コロナウイルスワクチンの接種に当たっては、下記の各ワクチンの取扱い等に留意して実施すること。また、追加接種においては、ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンを使用することとしているが、初回接種（1、2回目接種）と追加接種とで一部取扱いが異なることに留意すること。

図3（再掲） 新型コロナウイルスワクチンの各社情報

		新型コロナウイルスワクチンの特性				
		ファイザー社 (12歳以上)	ファイザー社 (5～11歳)	武田／モデルナ社	アストラゼネカ社	武田社 (ノババックス社)
回数	初回	21日間隔で2回	21日間隔で2回	28日間隔で2回	4～12週間隔で2回	21日間隔で2回
	追加	1回	—	1回	—	—
希釈		1.8mLで希釈	1.3mLで希釈	希釈不要	希釈不要	希釈不要
接種量		毎回0.3mL	毎回0.2mL	(初回) 毎回0.5mL (追加) 0.25mL	毎回0.5mL	毎回0.5mL
1バイアル の単位		6回分 (特殊な針・シリンジ) 5回分 (一般的な針・シリンジ)	10回分	(初回) 10回分 (追加) 15回以上	10回分	10回分
最小流通 単位 (一度に接種会 場に配送される 最小の数量)		195バイアル (特殊な針・シリンジを用いる場 合は1,170回分、一般的な針・シリ ンジを用いる場合は975回分)	10バイアル (100回接種分)	10バイアル (初回: 100回接種分) (追加: 150回以上接種分)	2バイアル (20回接種分)	1バイアル (10回接種分) ※最小発注単位は検討中
保管温度		-75℃±15℃: 9か月 -20℃±5℃: 14日 ※なお、1回に限り、 再度-90℃～-60℃に戻し 保存することができる。 2～8℃: 1か月	-75℃±15℃: 9か月 2～8℃: 10週間	-20℃±5℃: 9か月 2～8℃: 30日 ※9か月の有効期間中に限る	2～8℃: 6か月	2～8℃
備考		・冷蔵庫で解凍する場合は、 解凍及び希釈を1か月以内 に行う ・室温で解凍する場合は、 解凍及び希釈を2時間以内 に行う ・希釈後、室温で6時間	・冷蔵庫で解凍する 場合: 冷蔵庫で10週 間。使用前、室温で 24時間 (希釈後は12 時間以内) ・室温で解凍する場 合: 24時間 (希釈後 は12時間以内)	(一度針をさしたもの 以降) 2～25℃で12時間 (解凍後の再凍結は不 可)	(一度針をさしたも の以降) 室温で6時間 2～8℃で48時間	

武田社(ノババックス社)につ  
いては、薬事承認前であり、全て  
予定の情報です。

※ ワクチンの使用に当たっては、バイアルに印字されている有効期限を超えて使用できる場合があるので、「ファイザー社ワクチン及び武田／モデルナ社ワクチンの有効期限の取扱いについて」（令和3年11月16日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）を参照し、ロットNo.を確認の上、使用すること。

### 1 初回接種（1、2回目接種）

#### (1) ファイザー株式会社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)

##### ア 対象者

市町村長は、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)  
(ファイザー株式会社が令和3年2月14日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受

けたものに限る。以下「ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）」という。）を用いて、接種を受ける日に当該市町村に居住する12歳以上<sup>69</sup>の者に対して新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施する。

なお、戸籍及び住民票に記載のない12歳以上の者のうち、当該市町村に居住していることが明らかなもの及びこれに準ずるものについても対象者に含まれる。

#### イ 予防接種要注意者

第4章3に掲げる予防接種要注意者の「基礎疾患を有する者」に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当する。

なお、ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）のバイアルの栓には乾燥天然ゴム（ラテックス）は使用されていない。

#### ウ 接種方法

- 1.8ミリリットルの生理食塩液で希釈したファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を18日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.3ミリリットルとすること。
- 原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

#### エ 接種間隔

18日以上の間隔をおいて、原則20日の間隔をおいて2回接種することとし、1回目の接種から間隔が20日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

#### オ 接種液の用法

冷蔵庫（2～8℃）で解凍する場合は、解凍及び希釈を1か月以内に行う。室温で解凍する場合は、解凍及び希釈を2時間以内に行う。解凍後は再冷凍しない。

希釈前に室温に戻し、無菌操作で希釈を行う。バイアルに生理食塩水1.8ミリリットルを加え、白色の均一な液になるまでゆっくりと転倒混和する。振り混ぜないこと。

希釈後の液は、2～30℃で保存し、希釈後6時間以内に使用する。

<sup>69</sup>「12歳以上」については、誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えるため、例えば、平成21年（2009年）7月30日生まれの者は令和3年（2021年）7月29日に12歳以上となり本予防接種の対象者となる（参考：令和2年2月4日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「定期の予防接種における対象者の解釈について（事務連絡）」）。



希釈保存の際には、室内照明による曝露を最小限に抑えること。直射日光及び紫外線が当たらないようにすること。

#### カ 接種部位

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

#### キ 接種後の経過観察

接種後にアナフィラキシーを呈することがあるため、接種後少なくとも 15 分間は被接種者の状態を観察する必要があること。また、過去にアナフィラキシーを含む重いアレルギー症状を引き起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、状態の観察をする必要があること。

接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるため、過去に採血等で気分が悪くなる又は失神等を起こしたことがある者については、接種後 30 分程度、体重を預けられるような場所で座らせるなどした上で、なるべく立ち上がらないように指導し、被接種者の状態を観察する必要があること。なお、予診の結果等から血管迷走神経反射による失神が生じる可能性が高いと考えられる者については、ベッド等に横たわらせて接種するといった予防策も考えられる。

#### ク 配送資材

ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）のバイアルは、ドライアイスが充填された幅 48cm×奥行 48cm×高さ 40cm の箱の中の幅 23cm×奥行 23cm×高さ 4cm 小箱に納められている。また、超低温冷凍庫に格納できるバイアル箱の数は、カノウ冷機で最大 8 箱、日本フリーザーで最大 10 箱、PHC で最大 20 箱（2 列に配置）、EBAC で最大 22 箱（2 列に配置）程度を見込んでいる。

### (2) 武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）

#### ア 対象者

市町村長は、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（武田薬品工業株式会社が令和 3 年 5 月 21 日に医薬品医療機器等法第 14 条の承認を受けたものに限る。以下「武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）」という。）を用いて、接種を受ける日に当該市町村に居住する 12 歳以上の者に対して新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施する。

なお、戸籍及び住民票に記載のない 12 歳以上の者のうち、当該市町村に居住していることが明らかなもの及びこれに準ずるものについても対象者に含まれる。

#### イ 予防接種要注意者

第4章3に掲げる予防接種要注意者の「基礎疾患を有する者」に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当する。

なお、武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）のバイアルの栓には乾燥天然ゴム（ラテックス）は使用されていない。

#### ウ 接種方法

- 武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を20日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。
- 原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

#### エ 接種間隔

20日以上の間隔をおいて、原則27日の間隔をおいて2回接種することとし、1回目の接種から間隔が27日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

#### オ 接種液の用法

使用前に、遮光して冷蔵庫（2～8℃）又は常温（15～25℃）で解凍すること。また、解凍後に再凍結しないこと。

使用前であれば、解凍後、遮光して2～8℃で最長30日間、8～25℃で最長24時間保存することができる。いずれの場合も有効期間内に使用すること。

使用前に常温に戻しておくこと。

#### カ 接種部位

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

#### キ 接種後の経過観察

- (1) キを参照すること。

## ク 配送資材

武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）のバイアルは、10バイアルが収納されたバイアル箱と、バイアル箱が12箱1ケースに包装された箱がある。バイアル箱の場合、冷凍庫に格納できるバイアル箱の数は、PHC社で最大72箱（720バイアル）、日本フリーザーで最大96箱（960バイアル）、EBACで最大90箱（900バイアル）程度を見込んでいる。12箱1ケースになった包装箱の場合、PHC社で最大2箱（240バイアル）、日本フリーザーで最大7箱（840バイアル）、EBACで最大4箱（480バイアル）程度を見込んでいる。

## ケ 若年男性に関する留意事項

接種開始後の国内副反応疑い報告における心筋炎、心膜炎の報告率と、国内の医療情報データベースを用いて算出した一般集団から推測される心筋炎、心膜炎の発現率とを比較したところ、武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）接種後の若年男性で頻度が高いことが示唆された。

また、若年男性については、新型コロナウイルスに感染した場合に合併して発症する心筋炎等の発生頻度よりは低いものの、ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）に比べて武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を接種した後の心筋炎等の発生頻度が高いことが確認されている（第3章3（11）参照）。

このため、武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）の接種にあたっては、第3章3（11）及び（12）、並びに第4章3（3）に示した内容も踏まえ、適切に対応すること。

## （3） コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）

### ア 対象者

市町村長は、コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（アストラゼネカ株式会社が令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。以下「アストラゼネカ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）」という。）を用いて、接種を受ける日に当該市町村に居住する18歳以上<sup>70</sup>の者に対して新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を実施する。なお、戸籍及び住民票に

<sup>70</sup> 「18歳以上」については、誕生日の前日（24時）に1歳年をとると考えるため、例えば、平成15年（2003年）7月30日生まれの者は令和3年（2021年）7月29日に18歳以上となり本予防接種の対象者となる（参考：令和2年2月4日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡「定期の予防接種における対象者の解釈について（事務連絡）」）。

記載のない18歳以上の者のうち、当該市町村に居住していることが明らかなもの及びこれに準ずるものについても対象者に含まれる。

また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者への接種には使用しないこと。必要がある場合とは、以下に該当する場合である。

- ・対象者が他の新型コロナウイルスワクチンではなく特にアストラゼネカ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）の接種を希望する場合（他の新型コロナウイルスワクチン含有成分へのアレルギーがある場合等）
- ・他の新型コロナウイルスワクチンの流通停止等、緊急の必要がある場合

#### イ 予防接種要注意者

第4章3に掲げる予防接種要注意者の「基礎疾患を有する者」に関し、抗凝固療法を受けている者、血小板減少症又は凝固障害を有する者については、接種後に出血又は挫傷があらわれることがあり、予防接種要注意者に該当する。また、接種後に極めてまれに重篤な血栓症（血栓塞栓症を含む。）（血小板減少症を伴うものに限る。）の発症が認められているため、血栓症、血栓塞栓症又は血小板減少症のリスク因子を有する者への接種に当たっては、接種によるベネフィットと潜在的なリスクを考慮すること。

なお、アストラゼネカ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）のバイアルの栓には乾燥天然ゴム（ラテックス）は使用されていない。

#### ウ 接種方法

- ・アストラゼネカ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）を27日以上の間隔において2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であり、配布するシリンジの容量は、原則2.0ミリリットルであることに注意すること。
- ・原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。

#### エ 接種間隔

27日以上の間隔において、原則27日から83日までの間隔において2回接種することとし、1回目の接種から間隔が83日を超えた場合はできるだけ速やかに2回目の接種を実施すること。なお、最大の効果を得るためには55日以上の間隔において接種することが望ましいことに留意すること。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

#### オ 接種液の用法

使用前に、冷蔵庫から取り出し室温になってから使用すること。一度針をさしたものは、遮光して、室温保存では6時間以内、2～8℃保存では48時間以内に使用すること。

#### カ 接種部位

通常、三角筋に筋肉内接種すること。静脈内、皮内、皮下への接種は行わないこと。

#### キ 接種後の経過観察

(1) キを参照すること。

#### ク その他の接種後の注意

被接種者に対し、特に接種の4日後から28日後は重度若しくは持続的な頭痛、霧視、錯乱、けいれん発作、息切れ、胸痛、下肢腫脹、下肢痛、持続的な腹痛又は接種部位以外の皮膚の内出血若しくは点状出血等の症状に注意し、これらの症状が認められた場合には直ちに医師の診察を受けるよう指導すること。

また、アストラゼネカ社コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）との関連性は確立されていないが、接種後に、非常にまれに毛細血管漏出症候群やギラン・バレー症候群が報告されていることから、被接種者に対して、毛細血管漏出症候群が疑われる症状（手足の浮腫、低血圧等）やギラン・バレー症候群が疑われる症状（四肢遠位から始まる弛緩性麻痺、腱反射の減弱ないし消失等）が認められた場合には直ちに医師等に相談するよう、あらかじめ説明すること。

#### ケ カルタヘナ法を踏まえた取扱い上の注意

アストラゼネカ社ワクチンには遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「カルタヘナ法」という。）に基づき承認された第一種使用規程が定められていることから、下記のとおり、「カルタヘナ法第一種使用規程」を踏まえた以下の点に留意し、使用すること。

##### (ア) 保管

製剤又は保管管理する冷蔵庫等の見えやすいところに『遺伝子組換え生物学的製剤』であることを表示して保管すること。

##### (イ) 調製（シリンジへの充填）

被接種者や他のスタッフから離れた場所で行うこと。

##### (ウ) 接種

接種前後の待機場所と接種場所を分けること。

(エ) 製剤の廃棄・関連資材の廃棄・再利用

原則、未使用バイアルの原液やバイアルの残液については、廃棄物処理法に従い、感染性廃棄物の専用廃棄ボックス等に入れ、漏出しない状態、感染性廃棄物処理業者に廃棄を委託すること。委託できない場合は、廃棄物処理法に従い、医療用次亜塩素酸ナトリウム等で適正に不活化処理を行ってから廃棄すること。

また、トレー等の再利用する器具については、廃棄物処理法に従い、高圧蒸気滅菌・医療用次亜塩素酸ナトリウム等による不活化処理を行ったうえで、十分に洗浄すること。

(オ) 被接種者への指導

注射部位に貼られた絆創膏の取扱いについて、接種後 30 分程度はそのままにし、施設内で剥がす場合は専用の廃棄ボックス等に捨て、帰宅後に剥がす場合は使用済みマスク等と一緒にビニール袋等に入れてゴミ箱に捨てることを被接種者へ指導すること。

(4) 交互相種

新型コロナワクチンの初回接種（1、2回目接種）については、原則として、同一の者には、同一のワクチンを使用すること。ただし、新型コロナワクチンの接種を受けた後に重篤な副反応を呈したことがある場合や必要がある場合には、1回目に接種した新型コロナワクチンと異なる新型コロナワクチンを2回目に接種すること（交互相種）ができること。

ア 「必要がある場合」

「必要がある場合」とは、以下の場合をいう。

- 接種対象者が1回目に接種を受けた新型コロナワクチンの国内の流通の減少や転居等により、当該者が2回目に当該新型コロナワクチンの接種を受けることが困難である場合
- 医師が医学的見地から、接種対象者が1回目に接種を受けた新型コロナワクチンと同一の新型コロナワクチンを2回目に接種することが困難であると判断した場合（1回目に武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を接種した若年男性が、2回目の接種としてファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を希望する場合を含む）

イ 接種間隔

交互相種をする場合においては、1回目の接種から27日以上の間隔をおいて2回目の接種を実施すること。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

#### ウ その他

接種間隔以外の事項については、(1)から(3)までの各新型コロナウイルスの記載事項に従うこと。

なお、追加接種については、初回接種(1、2回目接種)で使用したワクチンの種類にかかわらず、ファイザー社又は武田/モデルナ社のワクチンを使用することとしている。

## 2 追加接種

### (1)ファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)

#### ア 対象者

追加接種における対象者については、第5章1(3)を参照すること。

#### イ 接種方法

1.8ミリリットルの生理食塩液で希釈したファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3ミリリットルとすること。

#### ウ 接種間隔

接種間隔については、第5章1(4)を参照すること。

前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

#### エ その他

対象者、接種方法及び接種間隔以外の事項については、1のファイザー社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)の記載事項に従うこと。

### (2)武田/モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)

#### ア 対象者

追加接種における対象者については、第5章1(3)を参照すること。

#### イ 接種方法

武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）を1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25ミリリットルとすること。なお、希釈は不要であることに注意すること。

#### ウ 接種間隔

接種間隔については、第5章1（4）を参照すること。前後に他の予防接種を行う場合においては、原則として13日以上の間隔をおくこととし、他の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行わないこと。

#### エ その他

対象者、接種方法及び接種間隔以外の事項については、1の武田／モデルナ社コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）の記載事項に従うこと。